

松山市人権啓発施策に関する基本方針

＜第3次改訂＞

松 山 市



改訂にあたって

人権は、全ての国民に憲法で保障された権利であり、人権の尊重を基本理念に、様々な法律や制度が整備されてきました。

松山市は、『『誇れる』人権尊重で笑顔に』～人にやさしい、人がやさしいまち 松山～をスローガンに、2005（平成 17）年度に「松山市人権啓発施策に関する基本方針」を策定し、これまで 2011（平成 23）年度と 2016（平成 28）年度に見直し、同和問題をはじめ人権問題を解決するため、様々な取り組んでいます。

前回の改訂から 6 年が経過し、女性や子ども、障がいのある人、外国人、性的マイノリティなど様々な人権課題に加え、情報関連技術が著しく進歩し、インターネット上で誹謗中傷や名誉棄損など人権侵害が起こっています。また近年、職場で様々なハラスメントが起こり、人権問題へ発展するケースが増えるなど、人権に配慮した対応が一層求められます。

こうした状況を受け、人権に関係する法律の制定をはじめ、人権を取り巻く社会情勢の変化や新しい人権課題の発生などに適切に対応し、さらに効果的に人権教育や啓発を進めるため、基本方針の第三次改訂をしました。

これからも、人権教育や啓発活動の成果が市民生活に表れ、互いの人権を認め合い、尊重し合う社会を実現するため、施策を推し進めていきます。市民の皆様には引き続き御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます

2023（令和 5）年 3 月

松山市長

野 志 克 仁

目 次

1	基本方針策定の背景	1
(1)	国連の動向	1
(2)	国の動向	1
(3)	愛媛県の動向	2
(4)	松山市の状況	3
2	基本方針の考え方	3
3	基本方針の重点的な取組	4
(1)	あらゆる場を通じた人権教育・啓発施策の推進	4
(2)	重要課題などへのきめ細かな施策の推進	4
(3)	総合的で効果的な推進体制などの確立	6
4	基本方針を推進していくためのスローガン	6
5	重点的な取組に基づく施策	6
(1)	あらゆる場を通じた人権教育・啓発施策の推進	6
ア	学校などでの人権教育・啓発施策の推進	6
①	就学前の人権教育・啓発施策の推進	6
②	学校での人権教育・啓発施策の推進	7
イ	家庭・地域での人権教育・啓発施策の推進	7
ウ	企業での人権教育・啓発施策の推進	8
(2)	重要課題などへのきめ細かな施策の推進	8
ア	重要課題への対応	8
①	女性	9
②	子ども	10
③	高齢者	12
④	障がいのある人	13
⑤	同和問題	15
⑥	外国人	17
⑦	HIV*（ヒト免疫不全ウイルス）感染者など	18
⑧	ハンセン病*患者・回復者など	19
⑨	刑を終えて出所した人	20
⑩	犯罪被害者等	21
⑪	インターネット上での人権侵害	22
⑫	性的指向・性自認（SOGI）*	23
⑬	北朝鮮による拉致問題	24
⑭	被災者	25
⑮	その他	26
イ	新たな感染症に関連して発生する人権問題への対応	26
ウ	人権に関わりの深い特定の事業に従事する者に対する取組	27
(3)	総合的で効果的な推進体制などの確立	27
ア	行政内部の体制整備	27
イ	市民との協働体制の強化	28
ウ	関係団体との連携強化	28
6	人権相談の体制について	28
	用語解説	30
	参考資料	39
	人権関係年表	40
	世界人権宣言	47
	日本国憲法（抄）	51
	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	55
	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	56
	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律	62
	部落差別の解消の推進に関する法律	64
	愛媛県人権尊重の社会づくり条例	65
	松山市人権啓発施策推進条例	67
	人権尊重都市宣言	72

1 基本方針策定の背景

(1) 国連の動向

国連は第二次世界大戦の反省に立って、1948(昭和23)年12月10日、「世界人権宣言^{*}」を採択しました。

以後、この精神を実現するために、数多くの人権に関する条約を採択するとともに、世界人権会議の開催や、各種の国際年を定めるなど、人権の尊重や差別の撤廃に向けて様々な取組を行ってきました。

しかし、こうした取組にもかかわらず、世界各国で地域紛争が多発し、人権が侵害される状況が続くことから、人権に対する取組を強化させるために、1995(平成7)年から2004(平成16)年までの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることを国連総会で採択し、「21世紀は人権の世紀」を合言葉に、世界各国・地域で「人権教育」が積極的に進められました。

「人権教育のための国連10年」の終了後、「人権教育のための世界計画」が採択され、現在、人権教育を通じた青少年の強化を目指した「第4フェーズ行動計画」(2020～2024年)では、包摂的で平和な社会を築くことを目的に、平等、人権、非差別、包摂及び多様性の尊重に関する教育や研修に重点を置いた取組が進められています。

また、2015(平成27)年9月の国連総会で、2030(令和12)年までの国際目標であり、全ての人々の人権が尊重される世界などを目指す「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択されました。

さらに、2019(令和元)年6月の総会では、国連関連組織である国際労働機関(ILO)が、世界的にハラスメントの根絶を求める声が高まることを受け、仕事の世界での暴力とハラスメントの問題を扱う初の国際労働基準として「仕事の世界における暴力とハラスメントの除去に関する条約」を採択しました。

(2) 国の動向

我が国では、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法(以下「憲法」といいます。)の下で、人権に関する諸条約へ加入するとともに、人権に関する諸制度の整備や様々な施策が進められてきました。「人権教育のための国連10年」を受けて、「人権という普遍的文化^{*}」を築くために、1995(平成7)年、内閣に「人権教育のための国連10年推進本部」を設置し、1997(平成9)年には国内行動計画を定めました。

また、1996(平成8)年には、人権擁護に関する国の責任と義務を明らかにするため、「人権擁護施策推進法」が制定され「人権擁護推進審議会」が設置されました。

そして、1999(平成11)年に「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」の答申が出されました。

さらには、こうした取組や答申などをを受けて、教育・啓発に関する理念や国、地方公

共団体、国民の責務を明らかにするため、2000（平成 12）年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、同法に基づき、2002（平成 14）年に「人権教育・人権啓発に関する基本計画」が取りまとめられ、公表されました。

その具体化として、2003（平成 15）年度に「人権教育の指導方法等に関する調査研究会議」を設置し、国としての人権教育指針ともいえるべき「とりまとめ」の第一次（2004 年）から第三次（2008 年）を公表し、全国の各学校及び都道府県・政令指定都市・市町村の各教育委員会に対し、人権教育を積極的に推し進めることが提起されました。

2016（平成 28）年には差別を解消することを目的に、人権三法といわれる「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ対策法）、「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）がそれぞれ施行されました。

また、2019（令和元）年6月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し、これにより「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」が改正され、職場でのパワーハラスメント* 防止対策が事業主に義務付けられました。

さらに、2022（令和4）年4月からは、パワーハラスメント防止措置が中小企業を含む全企業に義務化され、誰もが安心して働ける環境づくりが整えられることになりました。

(3) 愛媛県の動向

愛媛県では、「人権教育のための国連 10 年」への取組は重要かつ有意義であるとし、人権擁護推進審議会答申の趣旨を受けて、2000（平成 12）年に「人権教育のための国連 10 年愛媛県行動計画」を定め、人権教育・啓発を積極的に進めてきました。

また、県民と共に人権が尊重される社会づくりの実現を進めるため、2001（平成 13）年に「愛媛県人権尊重の社会づくり条例」を施行し、この条例に基づき設置された「愛媛県人権施策推進協議会」の提言を受けて、2003（平成 15）年に人権啓発の拠点として、愛媛県人権啓発センターが設置されました。

そして、2004（平成 16）年には、「愛媛県人権尊重の社会づくり条例」に基づき「愛媛県人権施策推進基本方針」を定め、2010（平成 22）年に基本方針の第一次改訂を行いました。

また、2013（平成 25）年には「愛媛県人権施策推進基本方針」を具現化する教育を推し進めるために「愛媛県人権・同和教育基本方針」を定めました。

さらに、2015（平成 27）年には「愛媛県人権施策推進基本方針」の第二次改訂を、2020（令和2）年には第三次改訂を行い、職場でのパワーハラスメントやセクシュアルハラスメント* などの「ハラスメント」に焦点を当て、労働雇用環境に関する人権を取り上げています。

(4) 松山市の状況

松山市（以下「本市」といいます。）では、1993（平成5）年に「人権尊重都市宣言」を行い、2000（平成12）年には、国が定めた「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」を考慮し、本市の人権課題解決への取組の方向性を示した「松山市人権啓発推進指針」及び「推進プラン」を定めました。

また、「松山市人権啓発施策推進条例」に基づき、2006（平成18）年に「人権啓発施策に関する基本方針」を策定し、2012（平成24）年3月に社会情勢の変化を受けて第一次改訂を行い、2013（平成25）年に「第6次松山市総合計画」が定められことや、2017（平成29）年3月には人権に関する新たな法律が相次いで施行されたことを受けて第二次改訂を行いました。

今回、人権問題の複雑化・多様化に伴う新たな人権課題も生じていることや愛媛県の基本方針の改訂などを受けて、本市の現状と施策の方向性を明らかにするために、2023年（令和5）年3月に基本方針の第三次改訂を行いました。

2 基本方針の考え方

人権とは「人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」と人権擁護推進審議会答申では定義されており、また、「人権教育・啓発に関する基本計画」では、「人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成する全ての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利」と明記されています。

また、「人権教育・啓発に関する基本計画」では、前掲の審議会答申で指摘されたように人権尊重の理念を、「自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うこと、すなわち、人権の共存の考え方」として理解すべきであるとされています。

そして、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」には人権教育・啓発の基本理念として、「国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない」と規定されています。

さらに、2015（平成27）年9月に国連加盟国全ての賛同を得て採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の「誰一人取り残さない」、「すべての人々の人権を実現する」という理念の基礎には、持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標で人権尊重の理念があります。

2022（令和4）年に本市が実施した「人権問題に関する市民意識調査」では、人権問

題に対して「おおいに関心がある」又は「少しは関心がある」と回答した人は 61.5%で、これまでに実施した 2012（平成 24）年調査でも 59.4%、2017（平成 29）年調査でも 63.1%であることから、継続して約 6 割の市民が人権問題に関心を持っています。一方で、「今の日本の社会では人権が尊重されていると思いますか」という問いに、「十分尊重されている」又は「おおむね尊重されている」と回答した人は 45.9%で、2012（平成 24）年調査の 50.4%、2017（平成 29）年調査の 52.3%と比べると少し下回っています。また、「どちらともいえない」と回答した人は 35.2%で、2012 年調査の 31.9%、2017 年調査の 32.1%と比べると少し上回っています。

こうした状況を踏まえ、人権問題解決のためには、市民一人一人が、複雑化・多様化する人権問題の現状を的確に把握し、人権問題を自分自身のこととして真剣に受けとめ、人権尊重の理念を知識としてだけでなく意識として十分身に付けていくことが必要です。

そのため、本市では、あらゆる場を通じて、その発達段階に応じた人権教育・啓発施策を進めることに努め、人権教育・啓発活動の成果が、全ての市民生活の中で当たり前に見られ、互いの人権を認め合い、尊重し合う社会の実現を目指します。

3 基本方針の重点的な取組

(1) あらゆる場を通じた人権教育・啓発施策の推進

全ての人々の基本的人権を尊重していくためには、誰もがどこでも人権問題を身近な問題として捉えることができる機会づくりが重要です。市民一人一人がこうした機会を通じて、人権問題を日常的な話題として取り上げることによって、人権を尊重する意識の確立とこれに基づいた行動が日々の生活の中で当たり前に行えるよう目指します。

2022（令和 4）年の「人権問題に関する市民意識調査」では、学習会・研修会への参加回数が多い人ほど「自分で差別のまちがいを説明する」と回答した人が多くなりました。これは学習会や研修会への参加回数が多い人ほど人権問題に対する関心度・理解度が高く、生活の中で差別をなくそうとする実践意欲が高められていることを示しています。

そのようなことから、学校、家庭、地域社会及び企業などあらゆる場で、学習会などに一人でも多くの人の参加を促すために、参加者の実情などを踏まえたテーマの設定や講師の派遣、資料の提供を行うなど、一人一人の人権感覚・人権尊重意識に応じた教育・啓発を行うよう努めます。

(2) 重要課題などへのきめ細かな施策の推進

憲法では、第 11 条で「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」とされ、第 13 条で「すべて国民は、個人として尊重される。生命、

自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」とされ、第14条で「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」とされるなど、憲法の下で互いの人権が尊重される社会の実現のための様々な法律や制度の整備が進められてきましたが、不当な差別などの人権侵害は今なお存在し、様々な人権問題が生じています。

人権問題は、同和問題をはじめ、女性・子ども・高齢者・障がいのある人・外国人など、広範・多岐にわたっており、誰もが自分らしく、いきいきと暮らせるよう一日も早く解決しなければならない問題です。

本市は、以下の重要課題を全市的な課題として捉え、きめ細かな施策を推し進めることによって、市民一人一人が人権課題に対する正しい知識と理解を深め、人権尊重意識を高めていくことにつなげます。

人権教育・啓発の推進に関する重要な人権課題

- ①女性、②子ども、③高齢者、④障がいのある人、⑤同和問題、⑥外国人、⑦HIV*（ヒト免疫不全ウイルス）感染者など、⑧ハンセン病*患者・回復者など、⑨刑を終えて出所した人、⑩犯罪被害者等、⑪インターネット上での人権侵害、⑫性的指向・性自認（SOGI）*、⑬北朝鮮による拉致問題、⑭被災者、⑮その他（アイヌの人々、ホームレスの人々、人身取引）

2019（令和元）年末から感染者が急増し、世界中に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、人々に不安を引き起こし、その過度な不安や恐怖から忌避行為・誹謗中傷など、多くの偏見・差別事案が発生しました。本市では、新型コロナウイルス感染症に関する差別の防止・解消を目指し、あらゆる場を通じた効果的な人権教育・啓発活動の推進に取り組んでいます。

また、「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」では、国及び地方公共団体等は人権教育の推進に当たり、人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対して、その職務の性質上、人権に配慮することが求められ、人権教育の充実に努めるとされています。本市でも、これらの特定の職業に携わる関係職員に対して、引き続きより効果的な手法による人権教育・啓発活動を積極的に進めます。

職務上、人権に関わりの深い職業従事者

検察職員、矯正施設・更生保護関係職員等、入国管理関係職員、
教員・社会教育関係職員、医療関係者、福祉関係職員、海上保安官、
労働行政関係職員、消防職員、警察職員、自衛官、公務員、マスメディア関係者

(3) 総合的で効果的な推進体制などの確立

本市は、人権問題が市民一人一人の問題であるという観点に立ち、必要な推進体制の整備を行い、国や愛媛県をはじめ関係団体と連携をしながら、人権啓発施策を総合的かつ効果的に進めていきます。

そのため、行政内部の体制整備を行い、組織全体の協力体制を構築し、人権問題に対する速やかな対応に努めるとともに、市民との協働並びに関係団体との連携や関係を強化することで、人権尊重意識の輪を広げ、市民一人一人が互いの人権を認め合い、尊重し合う、誰もが自分らしく、いきいきと暮らせるまちづくりの実現を目指します。

4 基本方針を推進していくためのスローガン

「『誇れる』人権尊重で笑顔に」

一人にやさしい、人がやさしいまち 松山一

基本方針の考え方にに基づき、重点的な取組を推し進めていく姿勢として、市民の笑顔をキーワードにします。

5 重点的な取組に基づく施策

(1) あらゆる場を通じた人権教育・啓発施策の推進

ア 学校などでの人権教育・啓発施策の推進

① 就学前の人権教育・啓発施策の推進

人権尊重意識の確立において、幼児期は人間形成の基礎が培われる大切な時期であり、様々な遊びや人と人との触れ合いなどを通じて、自分を意識したり、相手の存在に気付いたりするとともに、社会生活を営んでいく上での基本的なルールやマナー、生活習慣を身に付けることが求められています。

幼児期では、一人一人が大切にされる集団の中で人権感覚が培われます。他の幼児との関わりを通じて他人の存在に気付き、相手を尊重する思いを持って行動できるようにすることや、友達との関わりを深め、思いやりの心を持って接するようにすることなどは、自分も他人も笑顔になって、大変気持ちのいいことと感じます。このような人権感覚を磨くことを要として、人権尊重の精神の芽生えを育むように配慮することが大切です。

特に、教育の成果は、保育士・幼稚園教諭など職員の資質や能力に負うところが大きいことから、研修などを通じて、職員の人権に対する正しい理解や認識を深めるとともに、人権感覚や人権尊重意識を高めることに努めます。

また、講師・指導者の派遣や人権に関する情報の提供など、就学前の人権教育・啓

発の支援にも引き続き取り組みます。

② 学校での人権教育・啓発施策の推進

学校では、児童生徒の発達段階に応じて、各教科、道徳科*、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動をはじめ、全ての教育活動を通じて人権尊重の理念についての理解を促すとともに、一人一人を大切にする教育を進めていく必要があります。

学校での人権教育は、人権が尊重される教育の場としての学校・学級を基盤に、人権に関する知的理解を深め、人権感覚を磨くことによって、自分やほかの児童生徒など全ての人の人権を守ろうとする意識を身に付けさせ、それが様々な場面での具体的な行動に現れるようにすることが重要です。

また、学校ではいじめなどの人権に関わる問題もあり、日々の生活の中で友達との関わり方を見直すなど、個々の場面に応じて考えさせることや、教職員が関わることで、様々な人権問題を解決するための技能、実践的な意欲や態度を育てることが大切です。さらに、道徳科を要として、学校での全教育活動を通じて人権尊重の精神を育てるため、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度の醸成による人権教育の更なる充実に努めます。

特に、人権教育・啓発の成果は、指導に当たる教職員の資質や能力に負うところが大きいことから、ライフステージに即した系統的な研修などを通じて、教職員の偏見や差別を見抜く力、人権感覚や人権尊重意識を高めることに努めます。さらに、子どもたちの人権に関わる問題の早期発見と解決に向けた対策に努めます。

また、講師・指導者の派遣や人権に関する情報の提供など、学校での人権教育・啓発の支援にも引き続き取り組みます。

イ 家庭・地域での人権教育・啓発施策の推進

人権尊重の意識は日常生活の中で形成されるものであり、その向上のためには、家庭や地域で様々な人権問題に対する正しい理解と認識を深めることが必要です。

特に、近年の少子化や核家族化などの家族形態の多様化により、家庭で子育ての問題が生じたり、地域で支え合う力が弱くなったりして児童虐待や高齢者の一人暮らしなどの様々な人権問題が顕在化しています。さらに、家庭や地域では、道徳や倫理に反した嫌がらせを行うモラルハラスメントや、他の者を不快にさせる性的な言動であるセクシュアルハラスメント*をはじめ、様々なハラスメントが生じています。

そのような中、地域社会はそこに住む人々が日常の活動を通じて様々な人権問題への理解を深め、解決に取り組む場であり、人権感覚や人権意識は主として家庭や地域での人間関係の中で培われるため、地域の住民に対する人権教育・啓発への取組の活性化が重要です。

そこで、これまでも地域社会で身近な公民館・分館・集会所やふれあいセンター（隣保館）*などの地域活動の拠点施設で学習会や研修会などを開催し、そこで学んだ内容を地域内の各家庭に広めていけるよう努めてきました。

今後、更に多くの住民が参加しやすい環境づくりや、住民への学習機会の提供に努めるとともに、人権に関わる資料・教材の提供や、講師・指導者の派遣などの支援を進めます。

また、地域できめ細かな人権教育・啓発を進めるためには、市民との協働が必要なので、人権問題を正しく理解し、地域活動を推進できる人材の養成・育成に努めます。

さらに、人権尊重のまちづくりを進めるため、家庭・地域・学校が一体となった取組を進めます。

ウ 企業での人権教育・啓発施策の推進

企業（事業所などを含む。）は、その企業活動が地域や多くの市民との深い関わりを持つことから、社会性・公共性を有しています。したがって、企業活動全般で人権尊重の視点に立つことが必要であり、そのためには企業という職場集団としての人権尊重の精神の涵養と併せて、従業員一人一人の人権意識を高めることが重要です。

近年、企業は社会的責任（CSR）についての自覚に基づく行動が求められています。出身や国籍などにとらわれない公正な採用選考システムの確立、男女共同参画を当たり前のこととする考えの浸透、性的マイノリティ*に対する処遇や配慮、地域環境の社会保全などと共に、男女間の賃金・配置・昇進の格差など、取り組むべき人権課題は多くあります。

近年、職場で様々なハラスメントが起こり、人権問題へと発展するケースが特に多くなっています。飲酒を強要するなどのアルコールハラスメント、企業が学生に対して就職活動の終了などを強要する就活終われハラスメント、においにより周囲を不快な気持ちにさせるスメルハラスメント、男性の育児参加への嫌がらせなどのパタニティハラスメントなどがあります。また、セクシュアルハラスメント*やパワーハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業などに関するハラスメントは深刻な人権問題にもなっています。これらのハラスメントの防止のために、労働施策総合推進法や男女雇用機会均等法などの法律が改正され、事業主はハラスメントの内容とそれを行ってはならないという方針の明確化や周知・啓発の義務を負うようになり、ハラスメント被害に関する相談窓口の設置と相談を受けた場合の対応方法の整備なども義務化されました。これらにより、人権に配慮した適切な対応が強く求められるようになりました。

このように、企業が担う社会的責任が非常に大きくなっているため、全ての従業員を対象に研修会などを開催し、様々な人権問題についての教育・啓発に努めるとともに、企業自らが自主的かつ計画的・継続的に開催する研修会への講師・指導者の派遣や、人権に関わる資料・教材の提供などを引き続き積極的に支援するよう努めます。

(2) 重要課題などへのきめ細かな施策の推進

ア 重要課題への対応

① 女性

【これまでの経緯と現状】

女性の人権の尊重について、憲法第 24 条では「家族生活における個人の尊厳と両性の本質的平等」がうたわれており、男女平等を実現するための様々な法律や制度の整備が進められてきました。

国際社会では、1975（昭和 50）年の「国際婦人年」や 1979（昭和 54）年の「女子差別撤廃条約」の採択以降、女性の自立と地位向上のための様々な運動が世界規模で展開されてきました。

こうした国際的な動向に合わせて、国内では 1985（昭和 60）年に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（男女雇用機会均等法）が制定され、1999（平成 11）年には、男女共同参画社会の実現を促進するための基本的な法律として「男女共同参画社会基本法」が施行されました。

また、2001（平成 13）年に内閣府に男女共同参画局が設置され、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV * 防止法）が制定されました。2007（平成 19）年には「仕事と生活の調和（ワークライフバランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が、2020（令和 2）年には「第 5 次男女共同参画基本計画」が策定されるなど、男女共同参画社会の形成に向けて様々な事業を総合的に推進しています。

さらに、2015（平成 27）年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が制定され、2016（平成 28）年に「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が改正されました。2020（令和 2）年には「セクシュアルハラスメント * 及び妊娠、出産等に関するハラスメント防止のための指針」が策定され、事業主に対して「セクシュアルハラスメント等の防止対策強化」（男女雇用機会均等法、育児・介護休業法）が義務付けられました。

【取組】

本市では、1990（平成 2）年に男女共同参画社会の実現に向けての本格的な取組を始め、1993（平成 5）年に女性行政を総合的・計画的に推進するために「松山市女性行動計画」を策定し、2000（平成 12）年には男女共同参画推進の拠点として「松山市男女共同参画推進センター（通称コムズ）」を開設しました。

また、2003（平成 15）年には「松山市男女共同参画推進条例」を制定し、男女平等の意識づくりやあらゆる分野への女性の参画のための総合的・計画的な施策を推進しています。

さらに、2005（平成 17）年には、男女の人権が尊重され、性別による差別を受けない社会をつくるなど 8 つの基本理念を掲げた第 1 次松山市男女共同参画基本計画を策定し、以降、6 年ごとに改定しています。本市では「松山市男女共同参画基本計画」を実効性のあるものとするため、3 か年ごとに「松山市男女共同参画事業

実施計画」を策定し、本市が取り組むべき男女共同参画に関する事業を推進してきました。

しかし、今なお性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣習が存在している状況にあります。また、主に女性に対する性犯罪・性暴力・DV・ハラスメントなどが社会問題となっているほか、急速な情報化の進展により、インターネットや身近な情報端末である携帯電話などのメディアでの過激な性的・暴力表現や、わいせつ情報の氾濫により女性の人権が著しく侵害されることもあります。

2022（令和4）年の「人権問題に関する市民意識調査」の結果では、女性への差別を解消するために最も必要だと思うことについて、「職場での女性の待遇改善や政策・方針などの決定に女性が参画できる機会を増やす」と回答した人が最も多く、32.7%となっています。

今後も、学校・家庭・地域・企業などのあらゆる場を通じて、女性の人権を正しく理解するとともに、男女共同参画社会の実現に認識を深めるための教育・啓発施策の効果的な推進に努めます。

② 子ども

【これまでの経緯と現状】

大人以上に人権を侵害されやすい子どもの人権に関して、基本的人権の尊重を基本理念に掲げる憲法及びこれに基づく「教育基本法」をはじめ、1947（昭和22）年に「児童福祉法」、1951（昭和26）年に「児童憲章」が制定され、子どもの人権尊重とその心身にわたる福祉の保障及び増進に関する各種施策が進められてきました。

国際的には、1989（平成元）年に国連総会で採択された「児童の権利に関する条約＊（子どもの権利条約）」などで権利保障の基準が明らかにされ、子どもの人権を保障しています。

しかしながら、核家族化や少子化の進行に加え、家族形態の多様化などにより子どもを取り巻く環境は大きく変化しており、家庭で子育ての問題が生じたり、地域で支え合う力が弱くなったりしたことによるいじめや体罰、児童虐待などの子どもの人権侵害が深刻な社会問題になっています。

こうした状況で、2000（平成12）年に、深刻化する児童虐待から子どもを救済するために制定された「児童虐待の防止等に関する法律」は、虐待の定義を明記し、児童に対する虐待を禁止するとともに、虐待を発見した者の通報を義務付けました。2003（平成15）年には、緊急的課題でもある少子化対策として、次世代を担う子どもの育成に関する支援を推進するために「次世代育成支援対策推進法」を施行し、2010（平成22）年には、「子どもが主人公（チルドレン・ファースト）」という考え方の下、子どもを産み育てることに夢を持てる社会を実現するために「子ども・子育てビジョン」を策定しました。2013（平成25）年には、深刻化するいじめ問題への対応として「いじめ防止対策推進法」を制定し、いじめ防止基本方針を策定するとと

もに、いじめ防止などに関する措置を定めました。

また、子どもの貧困対策として、2014（平成 26）年に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」では、都道府県は、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画を、2019（令和元）年の同法改正では、市町村は、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めるものとされました。

さらに、2020（令和 2）年に「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法の一部を改正する法律」が施行され、親権者などによる体罰が禁止されるなど、諸課題に対する法的な整備などが進められています。

【取組】

本市では、松山市の未来を担う子どもたちの個性を伸ばし豊かな人間性を養うとともに、たくましく生きる力を育むため、2007（平成 19）年に「まつやま教育プラン 21」を策定し、時代の変化に的確に対応しながら本市の新しい教育行政を総合的かつ計画的に推進し、学校教育の充実や地域の教育力の向上に努めています。

また、2009（平成 21）年には「松山市子ども総合相談」を開設し、子育ての悩みやいじめ、虐待、ヤングケアラー * などの問題に対応しているほか、2015（平成 27）年には「松山市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「すべての子どもが健やかに成長する、子育てにやさしいまち」を目指して社会全体で子育てを支援していくことなどを基本にした取組を進め、2020（令和 2）年には「第 2 期松山市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援する環境の整備を進めています。

さらに、公民館・分館・集会所・ふれあいセンター（隣保館）* などでの学習を継続的に実施し、人権教育の充実に努めています。

2022（令和 4）年の「人権問題に関する市民意識調査」では、子どもに対する体罰については、「体罰は認められない」と回答した人は 49.9%で、2017（平成 29）年調査の 28.2%と比べて大幅に上昇しています。一方で、「時と場合によっては、体罰は必要である」と回答した人は 29.3%で、2017（平成 29）年調査の 51.7%と比べて大幅に減少しています。また、学習会・研修会への参加回数が多い人ほど、子どもに対する体罰について、「体罰は認められない」と考える人が多くなっていました。これは、学習会や研修会での学びを通じて、体罰が人権侵害であると意識していることがうかがえます。

今後も、学校教育や地域の福祉の向上に加えて、子育て支援への施策の充実・強化に努めるとともに、公民館・分館・集会所・ふれあいセンター（隣保館）などで取り組む人権教育・啓発活動をより一層強力に推進し、子どもたちの心身の健全な育成につながり、真に子どもの人権が尊重されるまちづくりを進めます。

③ 高齢者

【これまでの経緯と現状】

我が国の高齢化問題は、社会構造全体を根底から揺るがす問題として、政府・自治体をはじめ国民全体の緊急課題として取り組まれています。総人口に占める 65 歳以上の比率が 2021（令和 3）年に 29% を超え、超高齢社会（WHO の定義では 65 歳以上の人口比率が 21% 以上であることをいいます。）を迎えています。

また、今後もこれまでに経験したことがない速さで高齢化が進み、2035（令和 17）年には、およそ 3 人に 1 人が 65 歳以上になると予想されています。その中で、高齢者がその家族や高齢者施設の職員から虐待を受ける事案、認知症高齢者やひとり暮らしの高齢者、高齢者だけの世帯も増加すると見込まれています。

【取組】

本市では、福祉・医療で幸せが実感できるまちづくりを目指し、3 年を一期として定めている「松山市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者福祉サービスの効果的な実施、地域包括ケアシステムの構築、医療・介護連携の推進、認知症高齢者支援対策の推進、介護予防・日常生活支援総合事業など、高齢者が住み慣れた地域で、笑顔でいきいきと暮らせるまちづくりに取り組んでいます。

しかし、急速な高齢化の進展により、寝たきりや認知症などの介護を必要とする高齢者が増加するとともに、核家族化が進み、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯も増加しています。また、身体・精神的虐待や介護放棄、財産権の侵害に加え、社会活動への参加が難しいといった人権に関わる問題も存在しています。

2022（令和 4）年の「人権問題に関する市民意識調査」の結果では、高齢者への虐待を防止するために最も必要なことについて、「行政による支援サービスを充実する」と回答した人が 29.7%、同じく「虐待が疑われる事案に行政が介入する」が 23.9% と、半数を超える人が虐待が疑われる事案への介入や支援サービスの充実のために行政の役割が必要だと回答しています。

本市では、2021（令和 3）年に「第 8 期松山市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、団塊世代が 75 歳となる 2025（令和 7）年を見据え、「医療・介護・予防・保健・住まい・生活支援」の 6 つの要素が切れ目なく一体的に提供できる「松山型地域包括ケアシステム」を構築・推進し、介護予防の推進、健康意識の向上、地域で見守り支え合う仕組みづくりの充実を図ります。

また、高齢者への虐待防止については、2006（平成 18）年に「高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、高齢者の人権が尊重される取組を進めています。関係機関・団体とも連携し、介護・福祉に関わる家族やスタッフ等と信頼関係を築き、同居家族などからの虐待の防止や早期に発見できる適切な対応に努めるほか、高齢者の権利擁護のために日常的な金銭管理などの援助や成年後見制度* の普及啓発を進めます。

今後とも保健福祉施策の充実はもとより、高齢者に対する尊敬や感謝の心の醸成に努めるとともに、超高齢社会や介護・福祉の問題などへ理解を深めるための教育・啓発を推進します。

さらに、高齢者が豊富な経験や能力をいかし、生きがいを持って、いきいきとした生活が送れるよう社会活動への参加の促進や支援に努めます。

④ 障がいのある人

【これまでの経緯と現状】

障がいのある人に関する国際的な動向を見ると、国連では、1971（昭和 46）年に「知的障害者の権利宣言」が、1975（昭和 50）年に「障害者の権利宣言」がそれぞれ採択され、障がいのある人の基本的人権などについて、ノーマライゼーション*の理念に基づく指針が示されました。1976（昭和 51）年の第 31 回総会では、1981（昭和 56）年を「国際障害者年」とする決議と「国際障害者年行動計画」が採択され、後者は 1979（昭和 54）年に承認されています。また、1983（昭和 58）年からの 10 年間を「国連・障害者の 10 年」とする宣言が採択され、各国に障がいのある人への福祉の増進が奨励されました。その後も、2006（平成 18）年に「障害者の権利に関する条約」が採択され、障がいのある人たちの「完全参加と平等」の具現化に向けて、障がいのある人に対する差別の解消に継続して取り組んでいます。

我が国でも、1981（昭和 56）年の「国際障害者年」を契機に、1983（昭和 58）年からの「国連・障害者の 10 年」を受けた「障害者対策に関する長期計画」を取りまとめ、障がいのある人に対する様々な施策を展開してきました。

また、1993（平成 5）年には、「心身障害者対策基本法」を根本的に改正した「障害者基本法」を制定し、1995（平成 7）年の「障害者プラン～ノーマライゼーション 7 か年計画～」や、その後継計画として 2002（平成 14）年に定めた「障害者基本計画」などに基づき施策を推し進めています。

さらに、2013（平成 25）年には、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）を制定し、2016（平成 28）年 4 月から施行しました。この法律では、正当な理由なく障がいを理由として差別する「不当な差別的取扱の禁止」と「合理的配慮*の提供」を求めています。2021（令和 3）年 5 月に同法は改正され、民間事業者に対する社会的障壁* 除去のための合理的配慮の義務化、行政機関相互の連携強化、差別解消のための支援措置の強化が新たに規定されました。

【取組】

本市では、「国際障害者年」のテーマである障がいのある人の社会への「完全参加と平等」の一層の定着を目指し、1995（平成 7）年に「松山市障害者福祉長期計画」

を定めました。1999（平成 11）年には、この長期計画の重点実施計画である「松山市障害者プラン～21 世紀へ・ハートフルに～」を、2003（平成 15）年には「松山市新障害者プラン」を取りまとめ、2008（平成 20）年には「松山市障害者計画」を定め、継続して取り組んでいます。

しかし、2019（令和元）年度に愛媛県と本市が連携して実施した「障がい者ニーズ調査」によると、障がいのある人たちの 37.9%が障がいによる差別を受けたことがあると回答し、このうち 52.3%に当たる人が、「外出先」で差別を受けたことがあると回答しており、続いて「学校」、「バスや電車などの公共交通機関」で差別を受けたと回答しています。さらに、「自分の障がいに対して理解がされていないと感じた」、「直接、偏見的・差別的な発言をされた、態度をされた」、「自分の障がいに対する設備・施設がなかった、または配慮されたものではなかった」と回答した人も一定数いました。

2022（令和 4）年の「人権問題に関する市民意識調査」の結果では、障がいのある人への合理的配慮について、37.4%の人が「よく知っている」「少し知っている」と回答している一方で、「知らない」と回答した人は 36.3%となっています。また、障がいのある人への差別を解消するために最も必要なことについて、26.4%の人が「日ごろから、職場や地域などで障がいのある人への合理的配慮を徹底する」と回答しています。

これらの現実を深く受け止め、差別解消に取り組めます。

本市は、これまでの取組と「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」を踏まえ、「誰も取り残されず、みんなが安心して、いきいき暮らせるまち」を基本理念とした「松山市第 4 期障がい者計画（令和 3 年度～8 年度）」を策定しました。

本計画では諸政策として、「地域生活の支援」、「情報提供の充実、必要な情報への到達のしやすさの向上、意思疎通支援の充実」、「災害・危機事象対策の推進」、「子どもの発達支援の充実」、「雇用の充実と経済的自立の支援」、「福祉を支える人づくり」、「権利擁護の推進」、「スポーツ、芸術文化活動その他社会参加の推進」を掲げています。さらに具体的な数値目標を定めた実行計画として、「松山市第 6 期障がい福祉計画・松山市第 2 期障がい児福祉計画（令和 3 年度～5 年度）」を策定しました。本市では松山市権利擁護センターを設置して、高齢者や障がいのある人の権利擁護や虐待の通報があった場合の適切な対応、虐待の未然防止を図るための研修による意識啓発を実施するなど、きめ細かな施策に取り組んでいます。

大切なことは、障がいのある人の人権を守り、障がいのある人を含む全ての市民が平等に、あるがままの自分を生かしながら暮らせる松山のまちづくりを推進することです。そのためにも、全ての取組の啓発に努めるとともに、障がいのある人が誇りを持って自分らしく生きることを目指し、人権教育の充実にも併せて取り組むことにより、人権尊重の精神の涵養に努めます。

⑤ 同和問題

【これまでの経緯と現状】

同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する我が国固有の問題であり、憲法によって保障された基本的人権に関わる重要な課題であるため、この問題の早期解決は国の責務であり、同時に国民的課題です。

同和問題の解決を図るため、1969（昭和 44）年に「同和対策事業特別措置法＊」が施行されて以来、国及び地方公共団体は同和地区の生活環境の改善、教育の充実に積極的に取り組んできました。その結果、生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備は着実に成果を上げています。

しかし、人々の観念や潜在意識に関わる心理的差別＊は、少しずつ改善されつつあるものの、結婚問題を中心に依然として根深く存在しており、差別落書きや差別発言といった事案も後を絶ちません。また、インターネットの匿名性を悪用した差別表現の流布や、不当な差別的取扱いを助長、誘発する目的で特定の地域を同和地区であると指摘する情報掲載の事案なども発生しています。

これらの状況を受け、2016（平成 28）年に「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）が施行されました。この法律は、現在もなお部落差別が存在することを明記するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的として、国と地方公共団体に相談体制の充実、必要な教育及び啓発を行うよう定められています。

【取組】

こうした認識の下、本市でも同和地区の生活環境整備や同和地区住民の自立を促進するために、同和対策事業を積極的に推進するとともに、差別意識を解消するための教育・啓発に取り組んできました。その結果、生活環境面での改善は大きく進み、物的な基盤整備は着実に成果を上げています。また、この問題に関わる市民の人権尊重の意識も着実に高まってきています。

しかし、2022（令和 4）年に本市が実施した「人権問題に関する市民意識調査」では、「同和問題にかかわる差別（部落差別）があると思うか」との問いに、55.9％の人が「まだまだある」又は「少しはある」と回答しています。このうち、差別を意識するのは「結婚のとき」、「居住地を聞かれたとき」、「近所付き合いのとき」、「就職のとき」の順に多くあると回答しています。この結果をこれまで実施してきた調査結果と比較します。

「同和対策事業特別措置法」から続いた同和対策に関する法律が期限切れを迎えた 2002（平成 14）年の調査結果と比較すると、「同和問題にかかわる差別（部落差別）がある」と意識している方々が、2002 年調査の 73.3％、2012 年調査の 68.1％、2017 年調査の 63.6％、今回調査の 55.9％と減っていますが、依然として半数を超えています。同和問題に関わる差別があると回答した人にどんなときに差別を意識す

るか質問したところ、「結婚のとき」は今回調査で 69.5%、前回（2017 年）調査の 75.5%から減っていますが、「居住地を聞かれたとき」は今回調査で 41.6%、前回調査で 37.2%、「近所付き合いのとき」は今回調査で 27.6%、前回調査で 16.6%、「就職のとき」は今回調査で 18.7%、前回調査で 17.7%と、それぞれ増えています。このことは、引き続き差別意識を解消するために教育啓発に取り組むことが必要であることを表しています。

このため、就学前教育では、幼児の発達段階に応じた人権を大切にする心、すなわち、部落差別への直感的な嫌悪感を持つという人権感覚を育む教育により、人権尊重の精神の芽生えを育むことを目指して、家庭や地域と連携しながらその推進に努めています。

学校教育では、差別の現実を深く学び、同和問題をはじめとする様々な人権問題を正しく認識し、その解決に取り組むことを通して、部落差別を決して許さない、絶対にしてはならないという人権尊重の意識を強く持つ児童生徒の育成に力を注いでいます。さらに、道徳科 * を要として、各教科・外国語活動・総合的な学習の時間・特別活動などの、学校での全教育活動を通して人権尊重の精神を育てるため、人権教育の更なる充実を図っています。

社会教育では、人権啓発推進員 * をはじめ、地域の指導者の養成・育成を一層進めるとともに、地域での指導者に対して、教材や学習資料の充実や情報提供といった支援を積極的に行っています。そして、部落差別に強い怒りを感じ、部落差別を決して許さないという人権感覚や人権尊重の意識を市民一人一人が高めるために、学校・家庭・地域・企業が一体となって教育・啓発を実施しています。

特に、公民館・分館・集会所・ふれあいセンター（隣保館）* などが中心となって取り組んでいる研修会や学習会などの更なる質的高まりから、教育・啓発の充実を図るとともに、講師・指導者の派遣など人的支援にも継続して取り組みます。

このように、差別解消に積極的に取り組み、部落差別を決して許さない、してはならないという人権尊重の意識を全市民に醸成できるように一層努めています。

また、今回の「人権問題に関する市民意識調査」では、「同和問題を解決する（部落差別を解消する）ために、あなたはどのようなことが必要だとお考えですか」との問いに対して、「学校教育で同和問題に関する理解を深める」と回答した人が 31.5%で一番多く、次に 18.1%の人が「差別解消に関する研修・学習会など、啓発活動を行う」と回答しています。

今後も地域でのコミュニティ活動の充実のための支援に努めるとともに、学校・家庭・地域・企業だけでなく、NPO * 法人などの関係団体との連携を密にして、同和問題を正しく理解し、部落差別解消のための教育・啓発施策をあらゆる方面で効果的に推し進め、心理的差別の解消に徹底して努めます。

⑥ 外国人

【これまでの経緯と現状】

世界人権宣言 * では「すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げる全ての権利と自由とを享有することができる」とうたわれています。

国の「人権教育・啓発に関する基本計画」では、外国人の人権侵害に関わる実情として、「我が国の歴史的経緯に由来する在日韓国・朝鮮人等をめぐる問題のほか、外国人に対する就労差別や入居・入店拒否など様々な人権問題が発生している。その背景には、我が国の地理的条件や歴史等に加え、他国の言語、宗教、習慣等への理解不足からくる外国人に対する偏見や差別意識の存在などが挙げられる。」と示されています。近年、在日韓国・朝鮮人に対する憎悪表現（ヘイトスピーチ）が社会問題となったことを受け、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ対策法）が2016（平成28）年6月に施行され、地方公共団体でも相談体制の整備や人権教育・啓発活動などの施策で差別の解消に取り組むよう求められました。

【取組】

本市の外国人住民数は、2022（令和4）年1月末現在で77か国3,285人となっており、政治、経済、文化をはじめとする様々な分野で国際化が進む中、留学、技能実習などを目的に本市の外国人住民数は増加傾向にあります。

「第6次松山市総合計画」では、国際化の推進を施策の一つに掲げており、主に国際交流の促進と多文化共生 * の促進に取り組んでいます。また、多文化共生を推進することを目的の一つとして設立された（公財）松山国際交流協会が、地域での国際交流の拠点として諸事業を展開しています。

（公財）松山国際交流協会は、外国人住民に対し、各種生活情報の発信をはじめ、日本語教室の開催や日本文化・生活体験の機会の提供などに取り組み、本市は、市民に対し、外国人住民との交流イベントを開催して国際交流のきっかけを作り、ボランティアのための入門講座や語学講座を開催して、実際にボランティアとしての活動を促進するなど、入門から育成、実践へとステップアップする仕組みの中で、市民主体の国際交流を推進しています。

また、外国人に関わる人権問題を解決するために、松山地方法務局人権擁護課や（公財）愛媛県国際交流協会、（公財）松山国際交流協会などの関係諸機関と密接な連携協力を図り、人権相談の充実に努めています。

さらに学校では、国際化の著しい進展を踏まえ、各教科、道徳科 *、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動といった学校教育活動全体を通じて、広い視野を持って異文化を尊重する態度や異なる習慣・文化を持った人々と共に生きていく態度を育

成するための人権教育の充実を図っています。また、日本語の支援が必要な児童生徒に対して適切な支援を行うよう努めています。

2022（令和4）年に本市が実施した「人権問題に関する市民意識調査」では、「日本に居住している外国人の人権について、どのように考えているか」との問いに対して、「日本国籍をもっている、もっていない、人権は守られるべきだと思う」と回答している人の割合は73.6%で、前回の2017（平成29）年調査での52.1%と比べて大幅に増加しています。また、「日本国籍をもたない場合、人権が制限されても仕方がないと思う」と回答している人の割合は12.5%で、こちらも前回の2017（平成29）年調査での20.6%と比べて減少しており、国籍にかかわらず、人権は守られなければならないという傾向がうかがえます。

本市は今後も市民団体や地域の持つ人材やノウハウを活用して外国人と日本人の相互理解を深めるとともに、外国人も同じ地域で生活する松山市民であることを認識し、ニーズをくみ取るなど、多文化共生のまちづくりを目指して人権に配慮した社会の実現に向けて様々な施策に取り組んでいきます。

⑦ HIV*（ヒト免疫不全ウイルス）感染者など

【これまでの経緯と現状】

HIV（ヒト免疫不全ウイルス）感染症は、人間の免疫力を低下させる病気です。また、HIVに感染することで起きる後天性免疫不全症候群をエイズ（AIDS）といいます。1981（昭和56）年にアメリカ合衆国で最初の症例が報告されました。UNAIDS（国連合同エイズ計画）によれば、2020（令和2）年の世界のHIV感染者数は3,770万人とされています。

そうした状況の中、HIVやエイズに対する誤解やおそれ、正しい知識・理解の不足から生じるHIV感染者やエイズ患者に対する偏見や差別意識によって、医療現場での診療拒否や無断検診、就職拒否、職場解雇などの様々な人権問題が生じています。

HIVの感染は、性行為による感染、血液を介しての感染、母子感染の3つのケースに限られます。また、感染力は弱く、性的接触に留意すれば日常生活の中で感染することはまずありません。近年では、薬剤の開発や医療の進展により、HIVに感染しても治療を継続すれば、感染前と変わらない生活を送れるようになっています。

世界保健機関（WHO）は1988（昭和63）年に、世界的レベルでのエイズのまん延防止とHIV感染者・エイズ患者に対する偏見や差別の解消を目的に、12月1日を「世界エイズ・デー」と定め、エイズに関する正しい知識の普及や啓発に取り組んできました。日本もこの趣旨に賛同し、啓発に取り組んでいます。

一方で、厚生労働省エイズ動向委員会の年次報告によれば、2020（令和2）年の我が国のHIV感染者新規報告は、前年までと同様に20歳代と30歳代が多くなっており、今後も予防啓発が引き続き重要であるとともに、HIVに対する偏見や差別をなくす啓発活動の一層の充実が求められています。

【取組】

本市では、「世界エイズ・デー」に併せた市役所及び保健所での懸垂幕・啓発ポスター等の掲示や街頭キャンペーンでのリーフレットの配布など、HIV・エイズに関する正しい知識の普及と偏見や差別をなくすための啓発を継続して実施しています。

今後も、エイズ相談での個別カウンセリング*や抗体検査、エイズ対策セミナーや小中高大学生への講演会の開催などを通して、正しい知識の効果的な普及啓発を行い、HIVの感染拡大の防止に引き続き取り組んでいきます。

また、学校での児童生徒の発達段階に応じた人権教育での取組など、あらゆる機会を通してHIV感染者・エイズ患者に対する偏見や差別の解消にも引き続き努めています。

⑧ ハンセン病*患者・回復者など

【これまでの経緯と現状】

ハンセン病は、「らい菌」による感染症ですが、感染力は極めて弱いため発症することも少なく、遺伝病でないことも分かっています。また、現在では治療薬や効果的な治療法が確立したことで、発症したとしても後遺症もなく完全に治すことができるようになりました。

しかし、患者に起こる外見上の特徴などから、かつては特殊な病気として扱われ、国は療養所に患者を強制的に入所させる隔離政策を行ってきました。人々は過度にこの病気をおそれ、偏見や差別意識を持ちました。隔離政策は、1996（平成8）年に「らい予防法」が廃止されるまで続き、ハンセン病患者や回復者等の人権は奪われてきました。現在でも回復者等の療養所入所者は、社会に残る偏見や差別のほか、長期間の隔離で家族や社会とのつながりを絶たれたことの弊害や、高齢化等で、療養所を出て社会復帰をするのが困難な状況であることなどの問題が起こっています。

2001（平成13）年、熊本地方裁判所で『「らい予防法」違憲国家賠償請求事件』に原告勝訴の判決が出され、国は控訴しないことを決定しました。その後、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給に関する法律」が公布・施行され、過去の人権侵害に対する補償が行われました。国はこの判決をきっかけに、ハンセン病回復者などに謝罪し、名誉回復、社会復帰支援を行っています。

2009（平成21）年に施行された「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」では、回復者などの被害の原因を「国の隔離政策のため」とし、入所者等への医療体制の整備や社会復帰の支援、名誉回復の措置などを国に義務付けるとともに、療養所の施設や土地を地域住民に開放することや、自治体が利用できるとする規定も盛り込み、社会に残るハンセン病に対する偏見や差別の解消に努めることとなりました。

2019（令和元）年6月、熊本地方裁判所で「ハンセン病家族国家賠償請求事件」に原告勝訴の判決が出され、国は控訴しませんでした。また、同年11月には、「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が公布・施行されるなど、

患者家族への賠償や名誉回復、差別の解消に向けた取組が進められています。

【取組】

本市では、ハンセン病に対する偏見、差別意識を解消するために「人権の視点からハンセン病を考える」学習を公民館などで取り入れるとともに、法務局などと連携した各種啓発行事や資料配布などの啓発活動を継続して実施しています。

今後も、HIV* や新型コロナウイルス感染症などの感染症によって生じる人権課題と関連させながら、人権の共存に基づいた教材や学習資料などの整備・充実を進め、知的理解だけではなく、共感の得られる教育・啓発に努めます。

⑨ 刑を終えて出所した人

【これまでの経緯と現状】

刑を終えて出所した人には、就職や入居に関しての差別や悪意のある噂、地域社会などからの拒否的な感情など、人々の意識の中にまだまだ根強い偏見や差別意識があります。また、本人だけではなく家族や親族も、地域社会や職場などで差別的な扱いを受けることがあります。本人に誠実な更生意欲があっても、現実是非常に厳しい状況です。

2016（平成 28）年 12 月に、犯罪をした者等の円滑な社会復帰の促進等による再犯防止の重要性を示した「再犯の防止等の推進に関する法律」が制定されました。この法律に基づいて 2017（平成 29）年 12 月に、国の「再犯防止推進計画」が策定されました。計画には、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力によって再犯防止施策を総合的に推進することや、再犯防止の取組を広報することなどにより、広く国民の関心と理解を醸成すること等の基本方針の下、就労・住居の確保・修学支援・地方公共団体との連携の強化・広報・啓発活動の推進等に取り組むことが示されています。

【取組】

本市では 2021（令和 3）年 9 月に、国や愛媛県の計画を踏まえて、出所者等が地域社会で孤立することなく社会復帰し、再び罪を犯すことがないように「松山市再犯防止推進計画」を策定し、国との適切な役割分担を踏まえ、愛媛県や関係機関・団体等と連携して再犯防止を推進しています。この計画は、SDGs の基本理念である「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現に向けて、「人や国の不平等をなくそう」や「平和と公正をすべての人に」などの開発目標と関連させています。重点課題として「①就労・住居の確保、②保健医療・福祉サービス利用の促進、③非行の防止及び学校等と連携した修学支援、④犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援、⑤民間協力者の活動の促進や広報・啓発活動の推進、⑥関係機関、更生保護関係団体との連携強化」を掲げ、相談や支援に取り組んでいます。

今後も、刑を終えて出所した人の人権を守るための支援に取り組むとともに刑を終えて出所した人への理解促進に努めます。

⑩ 犯罪被害者等

【これまでの経緯と現状】

我が国では、犯罪被害者やその家族（以下「犯罪被害者等」といいます。）の人権問題に社会的関心が高まってきています。犯罪被害者等は、捜査や裁判での精神的・時間的な負担などが大きいだけでなく、一部のマスメディアによる過剰な取材、報道によるプライバシーの侵害や、インターネット上の書込み、周囲の者の心ない言葉などで様々な精神的苦痛に晒されることもあります。

2004（平成 16）年に制定された「犯罪被害者等基本法」に基づき、犯罪被害者の権利や利益の保護を図るため、2005（平成 17）年に「犯罪被害者等基本計画」が策定されました。その後、2011（平成 23）年、2016（平成 28）年と改訂され、現在は 2021（令和 3）年に改訂された「第 4 次犯罪被害者等基本計画」に基づく取組がなされています。第 1 次～第 3 次基本計画での成果と第 3 次基本計画の取組の評価を踏まえて、第 4 次基本計画のポイントを「①地方公共団体における犯罪者等支援、②被害が潜在化しやすい犯罪被害者等への支援、③加害者処遇における犯罪被害者等への配慮の充実、④様々な犯罪被害者等に配慮した多様な支援」とし、例えば、性被害や児童虐待等の被害者への支援やインターネット上の誹謗中傷に対して適切に対処することとされています。

また、2016（平成 28）年 4 月から、それまで内閣府が担当していた「犯罪被害者等基本計画」の作成及び推進に関する事務が国家公安委員会（警察庁）に移管され、現場に近い、よりきめ細かな犯罪被害者等に対する取組が進められています。

【取組】

本市では「犯罪被害者等基本法」に基づき、2011（平成 23）年「松山市犯罪被害者等支援要綱」を策定して担当窓口を設け、犯罪被害者等を支援するための情報の整理や新たな施策の検討、関係機関とのネットワークをいかした支援の強化などに取り組むほか、民間支援団体と協働して被害者支援に関する市民の理解を深める活動を促進しています。

今後も、犯罪被害者等に対する無責任な噂や中傷などが起きることがないように、様々な機会を通じて、犯罪被害者等の置かれた状況について市民の理解や共感を深めるよう啓発に努めるとともに各種施策への協力を促し、（公社）被害者支援センターえひめなどの関係団体とも連携しながら犯罪被害者等への配慮と支援を行っていきます。

⑪ インターネット上での人権侵害

【これまでの経緯と現状】

インターネットは世界中のコンピュータなどの情報機器をつなぐ情報網です。そこには、不特定多数の人に向けた情報発信をするホームページや、不特定多数の人が情報を受信・発信できる電子掲示板などが設けられ、手軽で便利なツールとして多くの人が利用しています。

しかし、その利便性や匿名性などが悪用され、他人を誹謗中傷したり差別を助長する表現や、個人や集団にとって有害な情報などが送信されたり掲載されたりするといった問題が増えています。

特に、同和地区に関する具体的な地名などを挙げての誹謗中傷事件や、外国人に対する差別表現（ヘイトスピーチ）事件、ストーカー * の電子メールによるつきまとい行為などが社会問題となっています。

こうした悪質な行為には法務局などの関係機関と連携して関係する情報の削除をプロバイダ * へ依頼するなどの迅速かつ適切な対応が必要です。

また、スマートフォンなどの携帯情報端末の普及もあって、インターネット上での暴力表現やわいせつ情報などの氾濫があらゆる世代に影響を与えています。特に、子どもたちの間では、SNS *（ソーシャルネットワーキングサービス）によるトラブル（ネットいじめを含む。）が急増し、本人も知らないうちに被害者にも加害者にもなりうるものが重大な問題となっています。

国は、社会問題となっているインターネット上の誹謗中傷に対応するために、2020（令和2）年9月に「政策パッケージ」を公表し、「ユーザに対する情報モラル及びICTリテラシー * の向上のための啓発活動」、「プラットフォーム * 事業者の自主的取組の支援と透明性・アカウンタビリティ * の向上」、「発信者情報開示に関する取組」、「相談体制の充実に向けた連携と体制整備」が示され、「# No Heart No SNS（ハートがなければSNSじゃない!）」をスローガンとした対策の強化に取り組んでいます。

【取組】

本市では、インターネット上での人権侵害が起らないように、個人や団体などのプライバシーや名誉の保護に加え、情報の収集・発信を行う個人の責任や情報モラルなどに関する講演会や学習会などを開催して正しい知識と理解を深める取組を進めています。

また、子どもたちや保護者などにSNSなどのインターネットの安全安心な使い方や家庭内でのルールといった情報モラルなどの理解促進に努めています。

今後も、学校や地域、企業などを対象に、分かりやすく利活用できる知識などが身に付き、興味が湧く内容の講演会を開くなどの工夫を凝らした人権教育活動に取り組んでいくとともに、WEBバナー広告やSNSなどの媒体を活用した啓発など様々な

ツールをいかした啓発活動を行います。また、SNSでの誹謗中傷や名誉棄損などのインターネット上での人権侵害の事案にも、国や愛媛県、関係機関や関係団体などと連携し、適切に対応していけるように努めます。

⑫ 性的指向・性自認（SOGI）＊

【これまでの経緯と現状】

性的指向（Sexual Orientation）と、性自認（Gender Identity）の頭文字を並べたのが SOGI（ソジ／ソギ）という言葉です。

性的指向とは、恋愛感情や性的関心がどの性に向かうかということであり、異性愛（ヘテロセクシュアル）、同性愛＊（ホモセクシュアル：ゲイやレズビアン）、両性愛＊（バイセクシュアル）のほか、恋愛感情を抱かない場合や、性的関心がない場合などを指します。

性自認とは、自分の性別をどのように認識しているかということで、生物学的な性（からだの性）と自分の認識する性（こころの性）が一致している人をシスジェンダーといい、からだの性とこころの性が一致しない人をトランスジェンダーといいます。また、自分の性自認を「男性でも女性でもある」と考える人や、「自分の性自認を決めかねる（分からない）」という人もいます。からだとこころの性の不一致によって困難や障がいを抱え、医療を求める状態を指す医学的な診断名を当初は「性同一性障害」といっていましたが、WHO が 2019（令和元）年5月に「性同一性障害」を「性別不合（性別違和）＊」と呼ぶように変更しました。

近年、LGBTQ＊などの言葉が社会的に認識され、理解も少しずつ進んできていますが、これらの言葉に含まれない性的マイノリティ＊も多いため、全ての人の性的指向や性自認を表す SOGI という言葉を用いるようになりました。

2004（平成 16）年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、一定の条件を満たした場合には、家庭裁判所の審判を経て戸籍の性別変更が認められるようになり、2008（平成 20）年にはその要件を緩和した改正法が施行されました。2015（平成 27）年4月には、文部科学省から「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」の通知が発出され、各学校での具体的な対応が進められています。

欧米諸国では同性婚や同性カップルに結婚とほとんど同等の権利を認める動きがあり、国内でも差別の禁止や理解を促進する法案制定等の動きがみられ、一部の自治体でのパートナーシップ制度の導入や一部の企業で同性カップルの権利を認める社内規定が改正されるなど、SOGI に由来する問題が少しずつ認識されつつあります。

しかし、SOGI への認識や理解が進んできたとはいえ、SOGI を理由とする偏見や差別を助長する興味本位の扱いはまだまだ多く、これを理由とした嘲笑やいじめ、解雇、賃貸住宅への入居拒否などの問題が生じています。

そのため、多くの性的マイノリティが自分の SOGI を明らかにして自分らしく生

活することは、周囲からの偏見に晒されることも多いため、公表（カミングアウト）をためらうことがあります。自分の SOGI を周囲に知られることを恐れながら生活しては当事者が自分らしく生きられる社会とはいえません。

また、当事者自身が正しい知識を得る機会が少なく、性の在り方に違和感を持ち、誰にも相談できずに悩み続ける状況にある人もいます。私たち一人一人が SOGI の正しい知識や理解を深めるとともに、社会全体で支え合う大切さを広めていくことが必要です。

【取組】

本市では、SOGI を理由とする差別や偏見の解消に向けて関係団体などと連携し、学校や地域、企業などを通じて性的指向や性自認などの性の多様性への理解促進に取り組むとともに、適切な相談対応に努めています。

特に、市職員が LGBTQ を含む性的マイノリティへの理解を深められるよう取り組むとともに、行政文書への性別記載欄の見直しを行っています。また、教職員への研修等を通じて、性の多様性への子どもたちの理解を深める取組につなげています。

さらに、日頃から職場などの周囲に当事者がいる可能性を意識した配慮や心遣いの大切さを学校や企業向け研修講座などで呼び掛けています。

2022（令和 4）年の「人権問題に関する市民意識調査」の結果では、学習会・研修会への参加回数が多い人ほど、他者の SOGI の多様性を「受け入れられる」と答える人が最も多くなっていました。この結果からは、学習会や研修会での学習を重ねることで、性の多様性への理解が深まっていることがうかがえます。

今後も、当事者が自分らしく生活することができるように、また、市民一人一人に多様性を容認する「共生の心」が育つように、関係機関や団体と連携しながら幅広い教育・啓発活動の充実に努めます。

⑬ 北朝鮮による拉致問題

【これまでの経緯と現状】

1970～80 年代にかけ、多くの日本人が不自然な形で行方不明となりましたが、今日では、これらの事件の多くは北朝鮮による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになっています。

国はこれまでに 17 人を北朝鮮当局による拉致被害者として認定し（このうち 5 人は帰国）、このほかにも特定失踪者*（愛媛県該当者あり）を含む拉致の可能性を排除できない事案があるとの認識の下、必要な捜査・調査を進めています。

国は、全ての被害者の安全確保及び即時帰国並びに拉致実行犯の引渡しを強く要求していますが、北朝鮮は拉致問題の解決に向けて具体的に行動していません。

北朝鮮による日本人の拉致は、我が国の主権及び我が国民の人権に対する重大かつ明白な侵害です。国はこの拉致問題に対応するために、2006（平成 18）年に地方公

共団体の啓発活動の責務などを定めた「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」（北朝鮮人権法）を施行するとともに、内閣総理大臣を本部長とする「拉致問題対策本部」を設置し、解決に向けた取組を進めています。

【取組】

本市では、拉致問題に対する市民の関心と認識を深めるため、拉致問題に関する講演会の開催や、拉致問題を取り上げた舞台劇の公演、映画上映の支援などの啓発活動に努めています。

拉致問題の解決には、この問題に関する国内外の関心を喚起することが重要であり、とりわけ、国民の温かい支援と協力は大きな力になります。今後とも拉致問題に対する市民の認識を深めるために、国・愛媛県・関係団体などとの連携を密にしながら啓発活動を積極的に進めていきます。

また、学校教育では、児童生徒が拉致問題を正しく理解できるように、学校や地域の実情、児童生徒の発達段階に応じた教材等を使用するなど、教育・啓発の充実に努めます。

⑭ 被災者

【これまでの経緯と現状】

近年、大規模な災害が日本各地で発生し、迅速な避難が求められる中、避難所でのプライバシー保護が問題となっています。

2011（平成 23）年に発生した東日本大震災を原因とする福島第一原子力発電所の事故では、賠償金や放射能に関する誤った認識による被災者への嫌がらせや、避難先の学校でいじめなどの事例が発生したり、製品の不買問題が起こったりしました。

2018（平成 30）年に発生した平成 30 年 7 月豪雨では、本市でも土砂災害によって人命が奪われるなど、甚大な被害が発生しました。また、南海トラフ巨大地震の発生に備えて、防災力の強化とともに、避難所でのプライバシーの確保など災害時に人権に配慮した対応ができるように、日頃から取り組んでいくことが重要です。

【取組】

本市では、地域防災計画を策定して住民が迅速かつ安全に避難できるように実効性のある避難対策に取り組むとともに、人権の視点に立ってプライバシー保護に配慮した避難所運営に努めています。また、高齢者、障がいのある人、乳幼児やその他特に配慮を要する要配慮者への、人権に配慮した適切な対応に努めています。

また、防災マップを作成して全戸配布し、地域の災害リスクの周知や防災情報の啓発を行っています。そのほかにも、産官学民が連携した切れ目のない全世代型防災教育に取り組んでおり、小・中学校などの教育現場や社会教育の場で全ての世代に防災教育を進めることで、防災意識と地域防災力の向上を図っています。

避難が長期化した場合には国や愛媛県などと連携して、コミュニティの維持回復、心身のケアなどの生活全般にわたって、きめ細やかな生活再建のための支援を講じており、被害を受けられた方への支援についても、関係部局などと連携してその手続や支援策を分かりやすくまとめた内容を市ホームページ等で周知するなど、迅速な対応に努めています。

今後も、災害時での人権に配慮した行動や理解が身に付くよう、関係機関や団体と連携しながら周知啓発に努めます。

⑮ その他

価値観や働き方、生活様式などが多様化する現代社会では、様々な人権課題があります。例えば、アイヌの人々に対する偏見や差別は、アイヌ独自の言語・文化への理解・認識が十分でないことなどが根底にあると考えられます。

また、ホームレスに対する嫌がらせや集団暴行などの人権問題が発生しています。ほかにも、人身取引に関しては、売春の強要、強制的な労働を目的とした脅迫や誘拐、詐欺・甘言などによる勧誘等の人道的観点からも大変深刻な問題が存在しています。

こうした偏見や差別の防止・解消に向けた取組が求められ、今後、社会の変化によって起こる新たな人権問題も含めてそれぞれの人権問題の状況に応じた即効性のある施策の推進に努めます。

イ 新たな感染症に関連して発生する人権問題への対応

2019（令和元）年末から感染者が急増し、世界中に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、感染力の強さや重症化リスクなどで人々に不安を引き起こしました。その過度な不安や恐怖から、感染者やその家族、医療関係者やエッセンシャルワーカー*等を対象とした忌避行為・誹謗中傷等の多くの偏見・差別事案が発生しました。

そのため、2021（令和3）年2月に、「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律」が成立し、新型コロナウイルス感染症の感染者やその家族、医療従事者等の人権が尊重され、差別的な取扱いを受けることのないように、偏見や差別を防止するための国や地方自治体の責務を定める規定が設けられました。

本市では、新型コロナウイルス感染症に関する差別の防止・解消を目指して、市広報紙や市ホームページへの啓発記事の掲載や、市庁舎の催事案内板や横断幕等での啓発、松山城のライトアップのほか、地域や学校での各種人権講座を通して、正しい知識や情報等の周知を行うなど、愛媛県や関係団体と連携しながら新型コロナウイルス感染症に関する差別解消に取り組んでいます。

また、こうした取組とともに、民間団体でも、差別をなくし互いに支え合うシトラスリボン運動が立ち上がるなど、新型コロナウイルス感染症への正しい理解と差別解消への意識が広がっています。

感染症はこれからの将来にも発生・流行しうるものであり、誰もが感染者や関係者になる可能性があるため、偏見や差別の防止・解消に向けた一層の啓発が求められます。

今後も、関係機関や団体と連携を図りながら、地域・学校・企業等、あらゆる場を通じた効果的な人権教育・啓発活動の推進に取り組みます。

ウ 人権に関わりの深い特定の事業に従事する者に対する取組

全ての市民が、幸福を最大限に追求することができるまちづくりは、市民相互の人権が互いに尊重されてこそ初めて実現されます。

そのためには、あらゆる場、あらゆる機会を通して全ての市民を対象とした、生涯にわたる人権教育・人権啓発を進める必要があります。特に、市職員、教職員、消防職員、保健・医療・福祉関係者など、人権に関わりの深い職業従事者に対する取組を推進する必要があります。

市職員は、市民の日常生活のあらゆる場に密接に関与しており、市民の人権を守る責任と義務を有する立場にあるので、常に人権尊重の視点に立った業務の遂行が求められています。また、市民の個人情報の保護、プライバシーの遵守も忘れてはなりません。本市では、各課等に配置の人権啓発推進リーダー及び担当者を対象とした研修や、各部署での人権啓発推進リーダー等を中心とした職場内研修、職階別での研修などを通じて、職員の人権問題への理解促進と職場での人権尊重意識の醸成に取り組んでいます。

また、教職員は、子どもたちの豊かな人権尊重意識を育てるとともに、子どもたちの人権を確かに守っていくためにも、自らの人権感覚を磨き、人権に関する正しい理解と人権尊重の理念を十分に体得することができるように組織的・計画的に研修を実施しています。

さらに、消防職員は、市民の生命、財産を災害から守る任務を通して、市民の生活と密接につながっていることからプライバシーへの配慮が重要であり、保健・医療・福祉関係者なども、人権についての深い配慮が求められ、当事者の立場に立った職務の遂行が重要であるため、計画的な研修の実施に努めています。

今後も、様々な人権課題を取り上げた研修の実施に取り組み、市職員等の人権感覚を磨き、豊かな人権尊重意識を高めていくとともに、それぞれの部署への講師の派遣などを通して、より質の高い人権教育・啓発が推進されるように支援に努めます。

(3) 総合的で効果的な推進体制などの確立

ア 行政内部の体制整備

市職員には、基本的人権の尊重の視点に立った業務の遂行が求められています。

このため、本市では、庁内各課等に人権啓発推進リーダー及び担当者を配置し、各職場で主体的・計画的に人権研修を実施して職員一人一人の正しい知識に基づく理解の促進につなげていくことで、人権が尊重された職場環境づくりに取り組んでいます。

今後も、こうした取組を推進していくとともに、各部署で人権尊重の視点に立った施策が計画的に推進されるように庁内ネットワークの充実を図ります。

イ 市民との協働体制の強化

人権教育・啓発を効果的に行うには、市民一人一人が自然な形で人権問題を身近な問題として自分事として捉えて正しく理解するとともに、多様性を容認する「共生の心」を持つことが重要です。

そうしたことから、人権が尊重されるまちづくりを進めるに当たり、市民を教育・啓発の対象として捉えるのではなく、市民による市民主体の教育・啓発が行われるように市民と行政が協働してきめ細かな施策を推進しなければなりません。

そこで、本市では、ふれあいセンター（隣保館）*、公民館、学校などの地域で人権教育・啓発に関する活動を積極的に推進するリーダーとして人権啓発推進員*を育成する中で、地域で活動できる体制の充実に努めています。

今後も、市民やNPO*がその担い手として重要な役割を果たしていくことが期待されるため、それぞれの役割や立場を尊重しつつ、より一層協働した人権教育・啓発の推進に努めます。

ウ 関係団体との連携強化

人権教育・啓発の推進は、関係団体や機関がそれぞれの立場で様々な取組を行っていますが、関係団体や機関との連携及び協力体制の強化が必要です。

そこで、本市では人権教育・啓発活動の推進及び人権問題の解決を目的とし、関係機関・団体、企業などで構成される「松山市人権教育推進協議会」と連携・協力し、一人でも多くの市民が、それぞれの生活の中で主体的に人権教育・啓発の実践ができるよう、各種研修・研究事業の充実に取り組んでいます。

また、松山地方法務局や人権擁護委員などの国の機関や市町などで構成される「人権啓発活動ネットワーク協議会」などと連携し、各種啓発活動に取り組んでいます。

今後も、関係団体等と緊密に連携を図り、それぞれが持つ教育・啓発機能や社会的役割を十分に発揮しながら、互いに補うことで、効果的に人権尊重意識が高まる取組を推進します。

6 人権相談の体制について

近年、人権問題の内容が複雑化・多様化する中、市民からの人権に関する相談には円滑かつ迅速に対応する必要があります。

そのため、本市では、市民からの様々な相談には、丁寧に聞き取りを行い、適宜助言するなど適切な対応に努めています。また、相談内容によっては、市の関係部局をはじめ、

松山地方法務局や愛媛県などの関係団体や人権擁護委員と連携し、必要に応じてより専門的に対応する相談窓口へ迅速につないでいます。

また、本市では、各種相談窓口を市ホームページに掲載するとともに、各種相談窓口をまとめたリーフレットを作成し、ふれあいセンター（隣保館）*などの各市有施設に設置して周知するほか、各種イベントや学習会の開催の際に配布するなど、広く市民への周知・啓発に努めています。

今後も関係機関や団体と連携し、相談窓口を広く市民に知っていただけるように周知・啓発に努めます。

ア行

● アカウンタビリティ

利害関係者に対し、自分自身が権限を持って担当している内容や状況についてより詳しく説明することをいいます。説明責任又は説明義務といわれています。

● ICT リテラシー

ICT（情報通信技術）の活用・操作能力のみならず、メディアの特性を理解する能力、メディアでの送り手の意図を読み解く能力、メディアを通じたコミュニケーション能力までを含む概念のことです。

● HIV

ヒト免疫不全ウイルス（Human Immunodeficiency Virus）の略で、1983（昭和 58）年に発見されました。HIV は感染力の弱いウイルスであり、HIV 感染者の唾液や汗、尿を介しては感染しませんが、血液、精液、膣分泌液、母乳が体内に侵入することにより感染します。HIV 感染による免疫力の低下は緩慢に進行し、いわゆるエイズ（後天性免疫不全症候群、AIDS:Acquired Immune Deficiency Syndrome）の発症までには 10 年以上かかるといわれています。

● SNS

ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、数種類存在するソーシャルメディア（インターネットを通じた情報交流サービスの総称のこと）の一つで、インターネットを利用して誰でも手軽に情報を発信し、相互のやりとりができる双方向のメディア（媒体・手段）のことです。

● エssenシャルワーカー

人々が日常生活を送るために欠かせない仕事を担っている人のことです。新型コロナウイルス感染症の影響によって、世界中で外出自粛やロックダウンなどが相次ぎました。エssenシャルワーカーは、そうした緊急事態下でもストップするわけにはいかない仕事に従事する人のことです。感謝や尊敬の念を込めた呼称として使われるようになりました。

● NPO

非営利組織（Non-Profit Organization）の略語で、株式会社や有限会社などと違い、営利を目的としない団体です。現在、日本では、市民が主体となって社会貢献活動を行って

いる団体を指して NPO と呼ぶことが多いようです。1998（平成 10）年に、「特定非営利活動促進法」（通称「NPO 法」）が施行され、この法律に基づいて法人格を取得した団体は、特定非営利活動法人（NPO 法人）と呼ばれています。

● LGBTQ

LGBTQとは、Lesbian（レズビアン：同性を好きになる女性）、Gay（ゲイ：同性を好きになる男性）、Bisexual（バイセクシュアル：両性を好きになる人）、Transgender（トランスジェンダー：生物学的・身体的な性、出生時の戸籍上の性と性自認が一致しない人）、Questioning（クエスチョニング：自分の性が定まっていない人）の頭文字を取った言葉です。

力 行

● カウンセリング

「カウンセリング」の元々の意味は「相談」、「助言」のことですが、こころの診療では、医師やカウンセラーが心の悩みを聞き、こころの専門家としての視点から指導や援助を行う治療のことです。

● 合理的配慮

障がいのある人から社会の中にある障壁（バリア）を取り除くために、何らかの対応を求められたとき、負担が重すぎない範囲で対応することです。負担が重すぎる場合は、なぜ負担が重いのかという理由を説明し、別の対応を提案するなどして話し合いを行い、障がいのある人の理解を得られるよう努めることが大切です。

サ 行

● 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

1989（平成元）年 11 月の国連総会で採択され、翌 1990（平成 2）年に発効した条約で、日本は 1994（平成 6）年に批准しています。前文と本文 54 条からなり、すべての子どもたちを人権の主人公として尊重し、独立した人格を持つ権利主体として人権を保障するとともに、子どもは心身が発達途上にあることから、特別に保護し、発達を支援する必要があることを基本に、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の 4 つの権利が定められています。

● 社会的障壁

「障がいの社会モデル」の考え方にに基づき、障がいのある人が、日常生活または社会生活を営む上で障壁（バリア）となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもののことです。

● 人権という普遍的文化

「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画で、「人権という理念が人々の間に普及・定着し、お互いの存在や尊厳を認めることが、当たり前になっている社会の在り方」と定義されています。

● 人権啓発推進員

本市の人権啓発推進員養成事業により認定されます。各地域での人権教育・啓発の取組を積極的に推進するリーダー（講師・コーディネーター・助言者等）です。

● 心理的差別

1965（昭和 40）年に出された「同和対策審議会答申」の中で、「実態的差別」と区別して用いられた用語で、「心理的差別とは、人々の観念や意識のうちに潜在する差別であるが、それは言語や文字や行為を媒介として顕在化する。たとえば、言葉や文字で封建的身分の賤称をあらわして侮蔑する差別、非合理的な偏見や嫌悪の感情によって交際を拒み、婚約を破棄するなどの行動にあらわれる差別である」と述べられています。

また、同答申で「実態的差別とは、同和地区住民の生活実態に具現されている差別のことである。たとえば、就職・教育の機会均等が実質的に保障されず、政治に参与する権利が選挙などの機会に阻害され、一般行政諸施策がその対象から疎外されるなどの差別であり、このような劣悪な生活環境、特殊で低位の職業構成、平均値の数倍にのぼる高率の生活保護率、きわだって低い教育文化水準など同和地区の特徴として指摘される諸現象は、すべて差別の具象化である」と述べられています。

● ストーカー行為

特定の者に対する恋愛感情その他好意の感情、又はその感情が満たされなかったことによる恨みの感情などを満たす目的で、特定の者やその配偶者・親族などに対してつきまといや面会・交際の強要、名誉を傷つけるような行為を繰り返し行うことです。

● 性的指向・性自認（SOGI）

性的指向・性自認（SOGI）の SOGI（ソジ）は、性的指向（Sexual Orientation）、性自認（Gender Identity）の頭文字を取った略称です。性的指向（Sexual Orientation）とは、恋愛または性愛がいずれの性別を対象とするかをいいます。性自認（Gender Identity）とは、

自己の性別についての認識のことをいいます。

● 性的マイノリティ

異性愛（ヘテロセクシュアル）が規範であるという考え方から外れていて、性をめぐって社会的に差別されるおそれのある人々の総称です。

● 性別不合（性別違和）

生物学的な性「からだの性」と性の自己認識「こころの性」が一致しない状態のことです。このことが原因で社会生活に支障が起こっています。このため、診断・治療を受け、性別適合手術、さらに戸籍上の性別の変更に及ぶ人もいますし、そうでない人もいます。

● 成年後見制度

家庭裁判所によって選ばれた成年後見人が被後見人の利益を考えながら、被後見人を代理して契約を結んだり、同意を与えたり、取り消したりする法定後見制度に加えて、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が欠如した場合に備えて、あらかじめ、自らが選んだ代理人（任意後見人）に養看護や財産管理に関する事務について、代理権を与える契約を公正証書で結んでおくというものです。

● 世界人権宣言

1948（昭和23）年12月国連総会で採択された国際的な人権宣言で、市民的・政治的自由のほか経済的・社会的な権利について、各国が達成すべき基準を定めています。

なお、採択された12月10日は「世界人権デー」とされ、我が国では12月10日までの1週間を「人権週間」とし、本県では12月10日までの1か月間を「差別をなくする強調月間」として人権啓発を集中的に実施しています。

● セクシュアルハラスメント

性的嫌がらせ。労働の場では、性的な言動に対する労働者の対応により、降格、減給などの労働条件に不利益を受ける「対価型セクシュアルハラスメント」、性的な言動によって就業環境を害される（不必要に体を触る、性的な噂の流布、人目に触れる場所へのわいせつなポスター等の啓示など）「環境型セクシュアルハラスメント」の2種類に分類されます。

セクシュアルハラスメントの中には単なる嫌がらせにとどまらず、心身に支障を及ぼしたり、職場環境を悪化させて働く意欲を低下させたり、最悪の場合には労働者側が退職に追い込まれるといった深刻なケースも見受けられます。

● 多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくことです。

● 道徳科

よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値の理解を基に自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考えるとともに自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てることを目標として設けられた「特別の教科」です。

● 同和対策事業特別措置法

同和地区の生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化などの必要な措置を総合的に実施することを目的として、1969（昭和44）年に制定された10年間の時限立法です。国は、本法も含めて33年間に3度にわたり特別措置法を制定し、生活環境の改善等、同和問題の解決のために積極的に取り組みました。

● 特定失踪者

北朝鮮による拉致の可能性を排除できない失踪者のことをいいます。民間団体の特定失踪者問題調査会が調査・公表しているもので、271人の情報が公開されています。

● 同性愛、両性愛

性愛の対象が同性に向かうことを同性愛（ホモセクシュアル）、男女両方に向かうことを両性愛（バイセクシュアル）とといいます。

● ドメスティックバイオレンス（DV）

一般的には、配偶者や恋人・パートナーなど「親密な」関係にある、又はあった者から振るわれる暴力といった意味で使われています。殴る、蹴るといった「身体的暴力」だけでなく、話しかけても無視するといった「精神的暴力」、嫌がっているのに性行為を強要する「性的暴力」、生活費を渡さないといった「経済的暴力」などの様々な暴力があります。また、これらが重なり合って起こることが少なくありません。

● ノーマライゼーション

ノーマライゼーションとは、障がいのある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指すという理念です。

● パワーハラスメント

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて精神的・身体的苦痛を与え、又は職場環境を悪化させる行為のことです。2012（平成 24）年、厚生労働省の専門会議が初めてパワーハラスメントについて定義し、報告書をまとめました。報告書は上司からのいじめだけでなく、同僚や部下からのいじめや嫌がらせも「職場のパワーハラスメント（パワハラ）」と定義すべきだとしています。

● ハンセン病

ハンセン病は、感染力の極めて弱い「らい菌」によって引き起こされる慢性の細菌感染症で、「らい」と呼ばれて遺伝病のように考えられていた時代もありました。1873（明治6）年にらい菌を発見したノルウェーのアルマウエル・ハンセン医師の名前をとり、現在は「ハンセン病」と呼ばれています。かつては、感染によって手足等の末梢神経の麻痺や皮膚に様々な症状が起こり、病気が進むと顔や手足に後遺症が残ることから不治の病と恐れられましたが、1943（昭和 18）年に「プロミン」という治療薬がこの病気によく効くことが報告されて以来、完全に治る病気となりました。現在は、いくつか薬を組み合わせる多剤併用療法（MDT）がとられています。

● ふれあいセンター（隣保館）

同和地区およびその周辺地域の住民を含めた地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる地域に密着した福祉センター（コミュニティセンター）です。

ふれあいセンターは、生活上の各種相談事業をはじめ社会福祉等に関する総合的な事業や国民的課題としての人権問題に対する理解を深めるための活動によって、地域住民の生活の社会的、経済的、文化的改善向上を図るとともに、人権・同和問題の速やかな解決に資することを目的としています。

本市では、2003（平成 15）年から「隣保館」の名称を「ふれあいセンター」に変更しました。

● プラットフォーム

サービスやシステム、ソフトウェアを提供・カスタマイズ・運営するために必要な「共通の土台（基盤）となる標準環境」を指します。例えば、パソコンではソフトウェアを動かすためのプラットフォームとして、OS（オペレーションシステム）を指すのが一般的です。

● プロバイダ

直訳すると「供給者」という意味であり、インターネット上で、何らかの情報やサービスを提供する業者のことです。多くの場合、インターネットへの接続サービスを提供するインターネット-プロバイダを指します。

ヤ 行

● ヤングケアラー

法令上の定義はありませんが、一般的に本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている 18 歳未満の子どもとされています。

D

【英字順（一部）】

● DV（ドメスティックバイオレンス）

一般的には、配偶者や恋人・パートナーなど「親密な」関係にある、又はあった者から振るわれる暴力といった意味で使われています。殴る、蹴るといった「身体的暴力」だけでなく、話しかけても無視するといった「精神的暴力」、嫌がっているのに性行為を強要する「性的暴力」、生活費を渡さないといった「経済的暴力」などの様々な暴力があります。また、これらが重なり合って起こることが少なくありません。

H

● HIV

ヒト免疫不全ウイルス（Human Immunodeficiency Virus）の略で、1983（昭和 58）年に発見されました。HIV は感染力の弱いウイルスであり、HIV 感染者の唾液や汗、尿を介しては感染しませんが、血液、精液、膣分泌液、母乳が体内に侵入することにより感染します。HIV 感染による免疫力の低下は緩慢に進行し、いわゆるエイズ（後天性免疫不全症候群、AIDS:Acquired Immune Deficiency Syndrome）の発症までには 10 年以上かかるといわれています。

● ICT リテラシー

ICT（情報通信技術）の活用・操作能力のみならず、メディアの特性を理解する能力、メディアでの送り手の意図を読み解く能力、メディアを通じたコミュニケーション能力までを含む概念のことです。

● LGBTQ

LGBTQ とは、Lesbian（レズビアン：同性を好きになる女性）、Gay（ゲイ：同性を好きになる男性）、Bisexual（バイセクシュアル：両性を好きになる人）、Transgender（トランスジェンダー：生物学的・身体的な性、出生時の戸籍上の性と性自認が一致しない人）、Questioning（クエスチョニング：自分の性が定まっていない人）の頭文字を取った言葉です。

● NPO

非営利組織（Non-Profit Organization）の略語で、株式会社や有限会社などと違い、営利を目的としない団体です。現在、日本では、市民が主体となって社会貢献活動を行っている団体を指して NPO と呼ぶことが多いようです。1998（平成 10）年に、「特定非営利活動促進法」（通称「NPO 法」）が施行され、この法律に基づいて法人格を取得した団体は、特定非営利活動法人（NPO 法人）と呼ばれています。

● SNS

ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、数種類存在するソーシャルメディア（インターネットを通じた情報交流サービスの総称のこと）の一つで、インターネットを利用して誰でも手軽に情報を発信し、相互のやりとりができる双方向のメディア（媒体・手段）のことです。

● SOGI（性的指向・性自認）

SOGI（性的指向・性自認）は、性的指向（Sexual Orientation）、性自認（Gender Identity）の頭文字を取った略称です。性的指向（Sexual Orientation）とは、恋愛または性愛がいずれの性別を対象とするかをいいます。性自認（Gender Identity）とは、自己の性別についての認識のことをいいます。

参 考 資 料

- 人権関係年表
- 世界人権宣言
- 日本国憲法（抄）
- 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
- 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律
- 部落差別の解消の推進に関する法律
- 愛媛県人権尊重の社会づくり条例
- 松山市人権啓発施策推進条例
- 人権尊重都市宣言

人権関係年表

西暦	和暦	国連等	国、愛媛県、松山市等
1947	昭和 22		[国] 「日本国憲法」施行 [国] 「教育基本法」施行 [国] 「労働基準法」施行 [国] 「児童福祉法」施行 [国] 「民法」改正
1948	昭和 23	「世界人権宣言」採択	
1949	昭和 24	「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」採択	[国] 「人権擁護委員法」施行
1950	昭和 25		[国] 「身体障害者福祉法」施行 [国] 「精神衛生法」施行 [国] 「生活保護法」施行
1951	昭和 26	「難民の地位に関する条約（難民条約）」採択	[国] 「児童憲章」制定 [国] 「社会福祉事業法」施行
1953	昭和 28		[国] 「らい予防法」制定
1959	昭和 34	「児童の権利に関する宣言」採択	[国] 「未帰還者特別措置法」制定
1960	昭和 35		[国] 「精神薄弱者福祉法」施行
1961	昭和 36		【市】 「松山市古川隣保館」設置
1962	昭和 37		【市】 「北条市浅海隣保館」設置
1963	昭和 38		[国] 「老人福祉法」施行
1964	昭和 39		[国] 「母子及び寡婦福祉法」施行 【市】 「北条市松尾隣保館」設置
1965	昭和 40	「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する撤廃条約（人種差別撤廃条約）」採択	[国] 「同和対策審議会答申」
1966	昭和 41	「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」採択、同時に「市民的及び政治的権利に関する国際規約」並びにその「選択議定書」採択	【市】 「松山市同和対策委員会設置要綱」施行
1968	昭和 43	国際人権年、第 1 回世界人権会議	【市】 「松山市朝生田隣保館」設置
1969	昭和 44		[国] 「同和対策事業特別措置法」施行 【市】 「松山市清水隣保館」設置
1970	昭和 45		[国] 「心身障害者対策基本法」施行 【市】 「松山市内宮隣保館」設置
1971	昭和 46	「精神薄弱者の権利宣言」採択	【市】 松山市内各小・中学校に「同和教育主任」を配置
1973	昭和 48	「アパルトヘイト犯罪の禁止及び処罰に関する国際条約」採択	
1975	昭和 50	国際婦人年 「障害者の権利宣言」採択	【市】 「松山市同和教育推進協議会」結成
1976	昭和 51	「国連婦人の 10 年」（1976～1985）の決議を採択	
1977	昭和 52		【市】 「松山市溝辺隣保館」設置 【市】 「松山市上川原隣保館」設置
1978	昭和 53		【市】 「松山市来住隣保館」設置
1979	昭和 54	国際児童年 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」採択	[国] 「国際人権規約」批准 【市】 「松山市教育集会所連絡協議会」結成
1981	昭和 56	国際障害者年 「国際障害者の 10 年」（1983～1992）の決議を採択	[国] 「難民の地位に関する条約（難民条約）」加入
1982	昭和 57		[国] 「地域改善対策特別措置法」施行 【市】 「第 1 回松山市市民意識調査」実施

人権関係年表

西暦	和暦	国連等	国、愛媛県、松山市等
1984	昭和 59	「拷問及びその他の残虐な、非人道的又は品位を傷つける取り扱い又は刑罰に関する条約（拷問禁止条約）」採択	
1986	昭和 61		〔国〕「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律（男女雇用機会均等法）」施行
1987	昭和 62	家のない人々のための国際居住年	〔国〕「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地対財特法）」施行 【市】「第2回同和問題に関する松山市市民意識調査」実施
1989	平成元	「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」採択 「市民的及び政治的権利に関する国際規約の第2選択議定書（死刑廃止）」採択	〔国〕「高齢者保健福祉十か年戦略（ゴールドプラン）」策定 〔国〕「出入国管理及び難民認定法」改正 〔国〕「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律」制定 【市】「北条市中央会館（松尾隣保館の建替・移設）」設置
1990	平成 2	「すべての移住労働者及びその家族の権利保護に関する国際条約」採択	
1992	平成 4		【市】「第3回同和問題に関する市民意識調査」実施
1993	平成 5	国連人権高等弁務官を新設 「世界の先住民の国際の10年」（1994～2003）を宣言	〔国〕「障害者対策に関する新長期計画」策定 〔国〕「障害者基本法（心身障害者対策基本法改正）」施行 【市】松山市人権尊重都市宣言 【市】「松山市女性行動計画」策定 【市】「松山市老人保健福祉計画」策定
1994	平成 6	国際家族年 「人権教育のための国連10年」（1995～2004）を宣言	〔国〕「高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建物の建設の促進に関する法律（ハートビル法）」施行 〔国〕「児童の権利に関する条約」締結 〔国〕「新ゴールドプラン」策定 【市】「中島町隣保館」設置
1995	平成 7	「第4回世界女性会議」で「北京宣言及び行動綱領」採択	〔国〕「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」締結 〔国〕「高齢社会対策基本法」施行 〔国〕「人権教育のための国連10年推進本部」設置 〔国〕「精神保健法」から「精神障害福祉に関する法律」へ改正 〔国〕障害者対策推進本部「障害者プラン（ノーマライゼーション7か年戦略）」を策定 【市】「松山市障害者福祉長期計画」策定
1996	平成 8		〔国〕地域改善対策協議会「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的なあり方について」意見具申 〔国〕男女共同参画推進本部「男女共同参画2000年プラン」決定 〔国〕「高齢社会対策大綱」策定 〔国〕「らい予防法」廃止
1997	平成 9		〔国〕「人権擁護施策推進法」施行、「人権擁護推進審議会」を設置 〔国〕「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」策定

人権関係年表

西暦	和暦	国連等	国、愛媛県、松山市等
			[国] 「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地対財特法）」の一部改正（5か年の時限立法・一部対策事業の継続） [国] 「男女雇用機会均等法」の一部改正 [国] 「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（アイヌ文化振興法）」施行 [国] 「北海道旧土人保護法」廃止 【市】「第4回同和問題に関する市民意識調査」実施
1998	平成 10		[国] 「高齢者等の雇用の安定等に関する法律（高齢者雇用安定法）」の一部改正、60 歳以上定年制義務化 [国] 「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」の一部改正、障害者雇用率（1.8%）の設定 [国] 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」制定
1999	平成 11	国際高齢者年 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書」採択	[国] 「精神薄弱者の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律」施行、精神薄弱者から知的障害者への用語改正 [国] 「男女共同参画社会基本法」施行 [国] 人権擁護推進審議会「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」答申 [国] 「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（児童買春、児童ポルノ禁止法）」施行
2000	平成 12	「児童の武力紛争への参加に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」採択 「児童買春、児童ポルノに関する条約の選択議定書」採択	[国] 「介護保険法」施行 [国] 「成年後見制度等に関する民法の一部を改正する法律」施行 [国] 「外国人登録法」一部改正、指紋押捺全廃 [国] 「刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律」施行 [国] 「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続きに付随する措置に関する法律」施行 [国] 「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」施行 [国] 「児童虐待の防止等に関する法律」施行 [国] 「ストーカー行為等の規制に関する法律」施行 [国] 「社会福祉法」施行（社会福祉事業法の改正） [国] 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行 (県) 「人権教育のための国連 10 年愛媛県行動計画」策定 【市】「中核市」に移行、「人権啓発課」設置 【市】「松山市男女共同参画推進センター（コムズ）」開設 【市】「松山市人権啓発推進指針」策定 【市】「松山市新高齢者保健福祉計画」策定
2001	平成 13		[国] 人権擁護推進審議会「人権救済制度の在り方について」答申

人権関係年表

西暦	和暦	国連等	国、愛媛県、松山市等
			[国] 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」施行 [国] 「高齢者の居住の安定確保に関する法律」施行 [国] 人権擁護推進審議会「人権擁護委員制度の改革について」追加答申 [国] 「高齢者社会対策大綱」策定 [国] 「犯罪被害者等給付金支給法」改正 [国] らい予防法違憲国家賠償請求訴訟熊本地裁判決確定 (県) 「愛媛県人権尊重の社会づくり条例」施行 【市】 「松山市人権が守られるまちづくりを実現するための具体的な推進プラン」策定 【市】 「松山市同和対策委員会設置要綱」廃止
2002	平成 14		[国] 「人権教育・啓発に関する基本計画」策定 [国] 「改正育児・介護休業法」施行 [国] 「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダー責任法）」施行 [国] 「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」施行 [国] 「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地対財特法）」の失効 [国] 「身体障害者補助犬法」施行 [国] 「障害者基本計画」策定 (県) 「愛媛県男女共同参画推進条例」施行 【市】 「松山市同和教育推進協議会」を「松山市人権教育推進協議会」に改称 【市】 「第5回人権問題に関する市民意識調査」実施
2003	平成 15		[国] 「性同一性障害の性別の取り扱いの特例に関する法律」公布 [国] 「次世代育成支援対策推進法」施行 [国] 10 月衆議院解散に伴い、「人権擁護法案」廃案 (県) 「愛媛県人権啓発センター」設置 【市】 「第5次松山市総合計画」策定 【市】 「松山市男女共同参画推進条例」施行 【市】 「松山市人権啓発施策推進条例」施行、市内隣保館をふれあいセンターへ改称 【市】 「松山市新子育て支援対策プラン」策定
2004	平成 16	「人権教育のための世界計画」採択	[国] 「児童虐待の防止等に関する法律」改正 [国] 「性同一性障害の性別の取り扱いの特例に関する法律」施行 [国] 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」改正 【市】 「松山市人権啓発施策推進審議会」設置 【市】 「松山市子ども育成条例」施行 【市】 「松山市障害者プラン」策定
2005	平成 17	「第1フェーズ行動計画」（2005～2007年）	[国] ハンセン病問題検証会議最終報告 [国] 「犯罪被害者等基本法」施行 [国] 「犯罪被害者等基本計画」策定 [国] 「第2次男女共同参画基本計画」策定 【市】 北条市及び中島町と合併し「新松山市」誕生 【市】 「松山市教育集会所連絡協議会」解散 【市】 「松山市男女共同参画基本計画」策定

人権関係年表

西暦	和暦	国連等	国、愛媛県、松山市等
2006	平成 18	「障害者の権利に関する条約の選択議定書」採択 「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約」（強制失踪条約）採択	【市】 「まつやま子育てゆめプラン」策定 【国】 「介護保険法」一部改正、地域支援事業創設 【国】 「障害者自立支援法」施行 【国】 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」施行 【国】 「自殺対策基本法」施行 【国】 「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」施行 【国】 「拉致問題対策本部」設置 【国】 「公益通報者保護法」施行 【国】 「バリアフリー法（高齢者、障害者等の異動等の円滑化の促進に関する法律）」施行 【市】 「人権啓発施策に関する基本方針」策定
2007	平成 19	「先住民族の権利に関する国連宣言」採択 「第 1 フェーズ行動計画」2 年延長（2008～2009 年）	【国】 「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」策定 【国】 「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟等の一部を改正する法律」制定 【国】 「男女雇用機会均等法」改正、施行 （県） 「愛媛県障害福祉計画」策定 【市】 「第 6 回人権問題に関する市民意識調査」実施
2008	平成 20	「ハンセン病差別撤廃決議」採択	【国】 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV 防止法）」改正 【国】 「児童虐待防止法」改正、施行 【国】 「身体障害者補助犬法」一部改正、施行 【国】 「刑事訴訟法」一部改正、被害者参加制度及び損害賠償命令制度創設 【国】 「性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律」一部改正、性別変更の要件緩和 【国】 「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」採択 【市】 「松山市障害者計画」策定
2009	平成 21		【国】 「国籍法」改正、施行 【国】 「次世代育成支援対策推進法」一部改正、施行 【国】 「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」施行 【国】 平成 18（2006）年に設置した「拉致問題対策本部」を廃止し、再度、内閣総理大臣を本部長とする「拉致問題対策本部」を設置 【市】 「松山市子ども総合相談」新設
2010	平成 22	ISO26000（社会的責任に関する国際規格）発行 「第 2 フェーズ行動計画」（2010～2014 年）	【国】 「肝炎対策基本法」施行 【国】 「仕事と生活の調和（ワークバランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」制定 【国】 「第 3 次男女共同参画基本計画」策定 【国】 「第 2 次犯罪被害者等基本計画」閣議決定 （県） 「愛媛県人権施策推進基本方針」改訂版発表 【市】 「後期まつやま子育てゆめプラン」策定

人権関係年表

西暦	和暦	国連等	国、愛媛県、松山市等
2011	平成 23		【市】「第2次松山市男女共同参画基本計画」策定 【市】「松山市犯罪被害者等支援要綱」策定
2012	平成 24		[国]「パワハラ」初定義 [国]「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」制定 [国]「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」制定 【市】「人権啓発施策に関する基本方針（改訂版）」策定 【市】「第7回人権問題に関する市民意識調査」実施
2013	平成 25		[国]「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」制定 [国]「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止法）」改正、施行 (県)「愛媛県人権・同和教育基本方針」策定 【市】「第6次松山市総合計画」策定 【市】「松山市第2期障害者計画」策定
2014	平成 26		[国]「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行
2015	平成 27	「第3フェーズ行動計画」（2015～2019年） 「持続可能な開発目標（SDGs）」採択	[国]「第4次男女共同参画基本計画」制定 (県)「愛媛県人権施策推進基本方針」第二次改訂版発表 【市】「松山市子ども・子育て支援事業計画」策定 【市】「松山市清水ふれあいセンター」建替え 【市】「松山市第3期障害者計画」の策定
2016	平成 28		[国]「第3次犯罪被害者等基本計画」閣議決定 [国]「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」改正、施行 [国]「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」施行 [国]「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」施行 [国]「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ対策法）」施行 [国]「部落差別の解消の推進に関する法律」施行 [国]「再犯の防止等の推進に関する法律」制定 【市】「松山市朝生田ふれあいセンター」建替え
2017	平成 29		[国]「再犯防止推進計画」策定 【市】「第3次松山市男女共同参画基本計画」策定 【市】「人権啓発施策に関する基本方針（第2次改訂版）」策定 【市】「第8回人権問題に関する市民意識調査」実施
2018	平成 30	「人権教育のための世界計画」第4段階採択	
2019	令和元	「仕事の世界における暴力とハラスメントの除去に関する条約」採択 「第4フェーズ行動計画」（2020～2024年）	[国]「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」制定 [国]「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」改正 [国]「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」制定

人権関係年表

西暦	和暦	国連等	国、愛媛県、松山市等
			[国] 「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」公布・施行
2020	令和 2		[国] 「セクシュアルハラスメント及び妊娠、出産等に関するハラスメント防止のための指針」策定 [国] 「第5次男女共同参画基本計画」策定 [国] 「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法の一部を改正する法律」が施行 (県) 「愛媛県人権施策推進基本方針」第三次改訂版発表 【市】「第2期松山市子ども・子育て支援事業計画」を策定
2021	令和 3		[国] 「新型インフルエンザ等対策特別措置法」改正 [国] 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」改正 【市】「松山市第4期障がい者計画（令和3年度～8年度）」策定 【市】「第8期松山市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」策定 【市】「松山市再犯防止推進計画」策定

世界人権宣言

1948（昭和23）年12月10日
第3回国際連合総会採択

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によつて人権を保護することが肝要であるので、諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、国際連合の諸国民は、国際連合憲章において基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもつとも重要であるので、よつて、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によつて促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によつて確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条 すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもつて行動しなければならない。

第2条

- 1 すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条 すべての人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条 何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条 何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条 すべての人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条 すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、

また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条 すべて人は、憲法又は法律によつて与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条 何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条 すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当つて、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従つて有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかつた作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を科せられない。

第12条 何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。

2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。

2 この権利は、もつぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。

2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によつてのみ成立する。

3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であつて、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。

2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条 すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によつて宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条 すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とに

かわりなく、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべての人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべての人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によつて表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならない。また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によつて行われなければならない。

第22条 すべての人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべての人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべての人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によつて補充を受けることができる。
- 4 すべての人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条 すべての人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべての人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他の不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出である与否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべての人は、教育を受ける権利を有する。教育は少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種の若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条 すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあつてのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当つては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として、法律によつて定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条 この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法（抄）

1946（昭和21）年11月3日公布

1947（昭和22）年5月3日施行

前 文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いつれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第3章 国民の権利及び義務

（国民たる要件）

第10条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

（基本的人権）

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

（自由及び権利の保持義務と公共福祉性）

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

（個人の尊重と公共の福祉）

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

（平等原則、貴族制度の否認及び栄典の限界）

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

（公務員の選定罷免権、公務員の本質、普通選挙の保障及び投票秘密の保障）

第15条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

(請願権)

第16条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

(公務員の不法行為による損害の賠償)

第17条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

(奴隸的拘束及び苦役の禁止)

第18条 何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

(思想及び良心の自由)

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

(信教の自由)

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

(集会、結社及び表現の自由と通信秘密の保護)

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

(居住、移転、職業選択、外国移住及び国籍離脱の自由)

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

(学問の自由)

第23条 学問の自由は、これを保障する。

(家族生活における個人の尊厳と両性の平等)

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

(生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務)

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

(教育を受ける権利と受けさせる義務)

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義

務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

(勤労の権利と義務、勤労条件の基準及び児童酷使の禁止)

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

(勤労者の団結権及び団体行動権)

第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

(財産権)

第29条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

(納税の義務)

第30条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

(生命及び自由の保障と科刑の制約)

第31条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

(裁判を受ける権利)

第32条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

(逮捕の制約)

第33条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となっている犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

(抑留及び拘禁の制約)

第34条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

(侵入、搜索及び押収の制約)

第35条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

(拷問及び残虐な刑罰の禁止)

第36条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

(刑事被告人の権利)

第37条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的手続により証人を求める権利を有する。

3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

(自白強要の禁止と自白の証拠能力の限界)

第38条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、

これを証拠とすることができない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

(遡及処罰、二重処罰等の禁止)

第39条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

(刑事補償)

第40条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

第10章 最高法規

(基本的人権の由来特質)

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

(憲法の最高性と条約及び国際法規の遵守)

第98条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

(憲法尊重擁護の義務)

第99条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

2000（平成12）年12月6日
法律第147号

（目的）

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動を行い、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（基本計画の策定）

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

（年次計画）

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

（財政上の措置）

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

（見直し）

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

2013（平成 25）年 6 月 26 日

法律第 65 号

改正 2022（令和 4）年 6 月 17 日法律第 68 号

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律をここに公布する。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）
- 第 2 章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（第 6 条）
- 第 3 章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置（第 7 条—第 13 条）
- 第 4 章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置（第 14 条—第 20 条）
- 第 5 章 雑則（第 21 条—第 24 条）
- 第 6 章 罰則（第 25 条・第 26 条）
- 附 則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- （2）社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- （3）行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 3 章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第 7 号、第 10 条及び附則第 4 条第 1 項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。
- （4）国の行政機関 次に掲げる機関をいう。

イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に

置かれる機関

□ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）第 94 条第 1 項及び第 2 項に規定する機関（これらの機関のうち二の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

ハ 国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 3 条第 2 項に規定する機関（ホの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

ニ 内閣府設置法第 39 条及び第 55 条並びに宮内庁法（昭和 22 年法律第 70 号）第 16 条第 2 項の機関並びに内閣府設置法第 40 条及び第 56 条（宮内庁法第 18 条第 1 項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

ホ 国家行政組織法第 8 条の 2 の施設等機関及び同法第 8 条の 3 の特別の機関で、政令で定めるもの

ヘ 会計検査院

(5) 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。

イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。□において同じ。）

□ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

(6) 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人（同法第 21 条第 3 号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。

(7) 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第 3 条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（国民の責務）

第 4 条 国民は、第 1 条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第 5 条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第 2 章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第 6 条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向

(2) 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

(3) 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

- (4) その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
 - 4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かななければならない。
 - 5 内閣総理大臣は、第3項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
 - 6 前3項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第3章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置 (行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

- 2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

- 2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

(国等職員対応要領)

第9条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第7条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領(以下この条及び附則第3条において「国等職員対応要領」という。)を定めるものとする。

- 2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

(地方公共団体等職員対応要領)

第10条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第7条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領(以下この条及び附則第4条において「地方公共団体等職員対応要領」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
- 4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。
- 5 前3項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

(事業者のための対応指針)

第11条 主務大臣は、基本方針に即して、第8条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。

2 第9条第2項から第4項までの規定は、対応指針について準用する。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第12条 主務大臣は、第8条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(事業主による措置に関する特例)

第13条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の定めるところによる。

第4章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第14条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(啓発活動)

第15条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第16条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(障害者差別解消支援地域協議会)

第17条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第2項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

(1) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の団体

(2) 学識経験者

(3) その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

(協議会の事務等)

第18条 協議会は、前条第1項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第2項の構成員(次項において「構成機関等」という。)は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第1項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第19条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第20条 前3条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

(主務大臣)

第21条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

(地方公共団体が処理する事務)

第22条 第12条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

(権限の委任)

第23条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

(政令への委任)

第24条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第25条 第19条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第26条 第12条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次条から附則第6条までの規定は、公布の日から施行する。

(基本方針に関する経過措置)

第2条 政府は、この法律の施行前においても、第6条の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第6条の規定により定められたものとみなす。

(国等職員対応要領に関する経過措置)

第3条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第9条の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第9条の規定により定められたものとみなす。

(地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置)

第4条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第10条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日において第10条の規定により定められたものとみなす。

(対応指針に関する経過措置)

第5条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第11条の規定の例により、対応指針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第11条の規定により定められたものとみなす。

(政令への委任)

第6条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第7条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、第8条第2項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律

(令和4法律68)

(経過措置の政令への委任)

第509条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和4年6月17日法律第68号)

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第509条の規定 公布の日

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

2016（平成 28）年 6 月 3 日

法律第 68 号

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律をここに公布する。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

目次

前 文

第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）

第 2 章 基本的施策（第 5 条—第 7 条）

附 則

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽（せん）動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

（基本理念）

第 3 条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努め

なければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第4条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

(相談体制の整備)

第5条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(教育の充実等)

第6条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

(啓発活動等)

第7条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(不当な差別的言動に係る取組についての検討)

2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

部落差別の解消の推進に関する法律

2016（平成28）年12月16日

法律第109号

（目的）

第1条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って、部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第2条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行わなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

（相談体制の充実）

第4条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

（教育及び啓発）

第5条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

（部落差別の実態に係る調査）

第6条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則 この法律は、公布の日から施行する。

愛媛県人権尊重の社会づくり条例

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。これは、世界人権宣言にうたわれている人類普遍の原理であり、基本的人権を侵すことのできない永久の権利としてすべての国民に保障している日本国憲法の理念とするところでもある。

しかしながら、我が国においては、社会的身分、門地、人種、信条、性別等による不当な差別その他の人権侵害が存在しており、また、我が国社会の国際化、情報化及び高齢化の進展等に伴い、人権に関する様々な課題も生じている。

すべての人が幸せな生活を営むためには、県民一人ひとりが互いに人間の尊厳や権利を尊び、差別や偏見のない平等と参加の地域社会づくりを実現していかなければならない。

私たちは、人権が尊重される社会づくりのため、たゆまぬ努力を傾けることを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、人権尊重の社会づくりに関し、県及び県民の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備し、もってすべての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。

(県の責務)

第2条 県は、前条の目的を達成するため、県民の人権意識の高揚を図るための施策及び人権擁護に資する施策(以下「人権施策」という。)を策定し、及び積極的に推進する責務を有する。

2 県は、人権施策を実施するに当たっては、国、市町村及び関係団体と連携し、及び協力するものとする。

(県民の責務)

第3条 県民は、自らが、人権が尊重される社会をつくる担い手であることを認識し、人権意識の高揚に努めるとともに、相互に人権を尊重しなければならない。

(県と市町村協働)

第4条 県は、市町村に対し、県と協働して人権が尊重される社会の実現に努めること及び県が実施する人権施策に協力することを求めるものとする。

2 県は、市町村が実施する人権施策について必要な助言その他の支援を行うものとする。

(基本方針の策定)

第5条 知事は、人権施策の総合的な推進に関する基本方針を策定するものとする。

2 知事は、前項の基本方針を策定するに当たっては、あらかじめ、愛媛県人権施策推進協議会の意見を聴くものとする。

(愛媛県人権施策推進協議会)

第6条 人権施策の推進に関する重要事項を調査協議させるため、愛媛県人権施策推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、人権施策の推進に関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

第7条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、人権問題に関し学識経験のある者その他適当と認める者のうちから、知事が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前3項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。
(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

2 愛媛県執行機関の附属機関設置条例（昭和27年愛媛県条例第54号）の一部を次のように改正する。

別表知事の部愛媛県同和対策委員会の項を削る。

附 則

この条例は、平成17年1月16日から施行する。

松山市人権啓発施策推進条例

平成 15 年 3 月 24 日

条例第 4 号

改正 平成 16 年 12 月 21 日 条例第 64 号

令和 4 年 3 月 25 日 条例第 9 号

松山市隣保館条例（昭和 41 年 条例第 32 号）の全部を改正する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）

第 2 章 松山市人権啓発施策推進審議会（第 5 条—第 8 条）

第 3 章 隣保館（第 9 条—第 23 条）

第 4 章 雑則（第 24 条）

付 則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、基本的人権を侵すことのできない永久の権利としてすべての国民に保障している日本国憲法の理念及びすべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等であるとうたっている世界人権宣言の趣旨にのっとり、あらゆる人権問題の早期解決に向け必要な人権啓発施策を推進することにより人権尊重の意識の高揚を図り、もってすべての人の人権が守られるまちづくりの実現に資することを目的とする。

（基本方針の策定）

第 2 条 市長は、前条の目的を達成するため、人権啓発施策の総合的かつ効果的な推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本方針を策定するに当たっては、あらかじめ市民及び松山市人権啓発施策推進審議会の意見を聴くものとする。

（人権啓発施策）

第 3 条 市長は、基本方針に基づき、人権啓発施策を策定し、及び積極的に推進するものとする。

（推進体制の整備）

第 4 条 市長は、人権啓発施策の推進に当たっては、国、県及び関係団体との連携を図るとともに、必要な推進体制の整備を行うものとする。

第 2 章 松山市人権啓発施策推進審議会

（設置）

第 5 条 人権啓発施策を総合的かつ効果的に推進するため、松山市人権啓発施策推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第6条 審議会は、基本方針に関して第2条第2項に規定する事項を処理するほか、市長の諮問に応じ、次の事項について調査審議する。

- (1) 人権侵害に対する再発防止方策に関すること。
- (2) 隣保館の運営に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか必要な事項

(組織等)

第7条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者、関係団体に属する者その他適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とし、再任されることができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(その他)

第8条 前2条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第3章 隣保館

(設置)

第9条 地域社会の福祉を増進し、人権啓発施策を総合的かつ効果的に推進するための拠点施設として、本市に隣保館を設置する。

(名称及び位置)

第10条 隣保館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
古川ふれあいセンター	松山市古川南一丁目20番18号
朝生田ふれあいセンター	松山市朝生田町六丁目3番32号
清水ふれあいセンター	松山市清水町一丁目9番地9
内宮ふれあいセンター	松山市内宮町675番地
溝辺ふれあいセンター	松山市溝辺町甲565番地2
上川原ふれあいセンター	松山市上川原町甲1557番地4
来住ふれあいセンター	松山市来住町1377番地4
北条ふれあいセンター	松山市中西外346番地3
中島ふれあいセンター	松山市小浜甲1191番地

(事業内容)

第11条 隣保館は、生活上の相談事業及び人権問題の解決のための事業を総合的に行うものとする。

(使用の許可)

第12条 隣保館を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をするときは、隣保館の管理上必要な条件を付けることができる。

(使用料)

第13条 隣保館の使用料は、無料とする。ただし、営利目的で使用する場合その他市長が必要と認める場合は、別表に定める使用料及び規則で定める器具等の使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、前納とする。ただし、市長が相当の理由があると認めたときは、この限りでない。

(使用の制限)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、隣保館の使用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 隣保館（附属設備、備品等を含む。第22条において同じ。）を毀損し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が隣保館の管理上支障があると認めたとき。

(使用許可の取消し等)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、隣保館の使用許可を取り消し、又は使用を中止し、若しくは制限することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 使用許可の条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

(4) 前条各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。

2 前項の処分により隣保館の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）に損害が生じることがあっても、市は、その責を負わない。

(使用料の減免)

第16条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第17条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が相当の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(目的外使用等の禁止)

第18条 使用者は、隣保館を許可を受けた目的以外に使用し、又はその使用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別の設備の設置等)

第19条 使用者は、特別の設備又は備付け以外の器具を設置し、又は搬入しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(入館の制限)

第20条 市長は、隣保館の管理上支障があると認められる者の入館を拒み、又は退館を命じることができる。

(原状回復)

第21条 使用者は、隣保館の使用を終了し、又は中止したときは、速やかに原状に復して返還しなければならない。

(損害賠償)

第22条 隣保館を毀損し、又は滅失した者は、不可抗力による場合を除き、市にその損害を賠償しなければならない。

(過料)

第23条 詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する。

第4章 雑則

(規則への委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年7月1日から施行する。

(編入に伴う経過措置)

2 北条市及び中島町の編入の日前に、編入前の北条市隣保館設置及び管理に関する条例（平成14年北条市条例第9号）又は中島町隣保館設置及び管理に関する条例（平成6年中島町条例第2号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 北条市及び中島町の編入の日以後1年以内に委嘱される審議会の委員の任期は、第7条第3項の規定にかかわらず、平成18年3月16日までとする。

付 則（平成16年12月21日条例第64号）

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

付 則（令和4年3月25日条例第9号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第13条関係）

区分 \ 利用時間	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から 正 午 ま で	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
大会議室	1,200 円	1,600 円	1,300 円	3,700 円
中会議室・小会議室	400 円	600 円	400 円	1,300 円
調理室	500 円	700 円	600 円	1,600 円

備考

- 1 午前・午後又は午後・夜間と継続して使用する場合は、それぞれの区分による使用料の合計額とする。
- 2 使用時間の超過に対する使用料は、30分（30分に満たないときは、これを30分とする。）ごとに当該区分の1時間当たりの額（10円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てる。）とする。この場合において、午前・午後の継続使用で超過したときは午後の区分の1時間当たりの額とし、午後・夜間の継続使用又は全日の使用で超過したときは夜間の区分の1時間当たりの額とする。



人権尊重都市宣言

松山市は、次のとおり人権尊重都市を宣言する。

記

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、
かつ、平等である。

本市は、日本国憲法の保障する基本的人権尊重の
精神が全市民にゆきわたり、お互いが相手の立場を
考えて豊かな人間関係を醸成し、ゆとり、やすらぎ、
うるおいのある地域社会を築くことを目指して、ここ
に「人権尊重都市」を宣言する。

平成5年6月17日
松山市

松山市人権啓発施策に関する基本方針＜第3次改訂＞

発 行 松山市市民部人権啓発課
〒790-8571
松山市二番町四丁目7番地2
電話：089-948-6604 FAX：089-934-1742
<https://www.city.matsuyama.ehime.jp/>

2023（令和5）年3月発行